

編 事 工 築 建

1. 一般共通事項

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
設計図書及び現場の納まり等に関する疑義への対応	○	協議指示	設計図書その他関係図書をよく確認し、十分に内容を検討し、不明確な事項は、設計者等に設計意図等を確認する。 疑義内容（軽易なものを除く）については、速やかに、工事報告書により課(所)長に報告する。 受注者との協議結果は、軽易なものを除き工事報告書にまとめ、設計図書と異なる部分がある場合は、概算差引金額等を記入し、課（所）長の承認又は指示を受ける。 なお、契約内容の変更については、約款第 18 条から第 25 条の規程及び設計変更ガイドラインに基づき行うものとする。	標 仕 1.1.6 〃 1.1.8 監督要綱 23 条
関連工事等		指示	関連工事の監督員等と、工程、取合い等について協議し、工事全体の円滑な進捗を図る。	標 仕 1.1.7 契約約款 2 条
工 程 表	○	確認	契約締結後、「工程表」を提出させ、課（所）長に報告する。	契約約款 3 条
請負代金額内訳書		確認	契約締結後、「請負代金額内訳書」を提出させ、法定福利費の明示と妥当性も含めて確認する。なお、確認方法は別途通知による。	契約約款 3 条
契約時における確認票		確認	契約後、最初に現場代理人と打合せをする時に、「契約時における確認票」を作成し、その写しを現場代理人に提出する。	
施工体制台帳及び施工体系図		確認	「施工体制台帳」及び「施工体系図」の写しを提出させ、「工事現場等における施工体制の確認要領」により確認する。 変更が生じた場合は、その都度速やかに提出させ、同様の確認を行う。 なお、以下の書類を添付させる。	建設業法 24 条の 8 適正化法 14、15 条 特別共仕 1.1.4 確認要領

1. 一般共通事項

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
火災保険等の写し		確認	1. 下請け契約書及び契約約款の写し (必要により基本契約書等を添付) 2. 再下請負人通知書 3. 監理技術者等が資格を有することの証明書の写し 4. 監理技術者等が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し(専任を要しない主任技術者を除く) 5. 専門技術者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し 証券の写しを提出させ、保険の種類、期間等について特記仕様書と照合する。 請負代金額、工期等に変更が生じた場合は、保険加入条件変更後の証券の写しを提出させ、同様の確認を行う。	契約約款 57 条 特別共仕 1.1.3
建設業退職金共済証紙購入状況報告書・ 建設業退職金共済証紙貼付実績報告書		確認	請負代金額が 600 万円以上の工事について、建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、勤労者退職金共済機構の発注者用掛金収納書を貼付けした「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」を契約締結後 1 ヶ月以内に提出させる。なお、証紙の購入が不要な場合は、その旨を提出させる。 工事完成時には、証紙を貼り付けた建設業退職金共済手帳の写しとともに「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」を提出させ、貼付状況を確認する。	特別共仕 1.1.7
現場代理人	○	確認	「現場代理人等通知書」及び「経歴書」を提出させ、「工事現場等における施工体制の確認要領」により確認し課(所)長に報告する。	契約約款 10 条 特別共仕 1.3.4 監督要綱 12 条 確認要領
	○	協議	現場への常駐を要しない期間を特記した場合は、当該期間に常駐を求めることのないようにする。また、特記にて常駐を要しない期間が確定していない場合は、契約締結後、受注者と協議し、結果を工事報告書にまとめ速やかに工事報告書により課(所)長に報告する。	

1. 一般共通事項

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
監理技術者等	○	確認	「現場代理人等通知書」及び「経歴書」を提出させ、「工事現場等における施工体制の確認要領」により確認し課(所)長に報告する。	契約約款 10 条 建設業法 26 条 確認要領 監理技術者制度 運用マニュアル 特別共仕 1. 3. 4 監督要綱 12 条
	○	協議	現場への専任を要しない期間を特記した場合は、当該期間に専任を求めることのないようにする。また、特記にて専任を要しない期間が確定していない場合は、契約締結後、受注者と協議し、結果を工事報告書にまとめ速やかに工事報告書により課(所)長に報告する。	
		確認	建設業法で規定する工事に係る監理技術者は、監理技術者資格者証を有する者とし、その写し（表裏）及び監理技術者講習修了証の写しを添付させる。また、現場においても、必要に応じ資格者証及び監理技術者講習終了証の提示を求め施工体制を確認する。 1. 請負代金額が建築一式工事 9,000 万円以上（建築一式以外の工事は 4,500 万円以上）の場合は専任の主任技術者（監理技術者）が必要。ただし、監理技術者にあつては特例監理技術者（建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。以下同じ。）となる場合を除く。 2. 下請代金の額の総額が建築一式工事 8,000 万円以上（建築一式工事以外の工事は 5,000 万円以上）の場合は監理技術者が必要 ※特定建設工事共同企業体については、取扱い別途 請負代金額が建築一式工事 9,000 万円以上（建築一式工事以外の工事は 4,500 万円以上）の場合は、建設業許可申請書添付書類の専任技術者証明書の写し等を添付させ、営業所の専任技術者と兼務をしていないかを確認する。 専任の主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐においては、直接的雇用かつ 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係を確認する。 監理技術者等の専任が必要な工事の場合は、契約後速やかに専任確認を実施する。また、必要により、適宜、施工中に専任確認を行う。 その他、監理技術者制度の運用については、	

1. 一般共通事項

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
専門技術者	○	確認	「監理技術者制度運用マニュアル」により確認する。 専門技術者を置く場合は、「現場代理人等通知書」及び「経歴書」を提出させ、「工事現場等における施工体制の確認要領」により確認し、課(所)長に報告する。 なお、建設業法で規定する専門技術者は、附帯する他業種の工事を自ら施工する場合に必要となるため、当該業種の工事に関し主任技術者の資格を有する者とし、その写しを添付させる。	契約約款 10 条 建設業法 26 条の 2 確認要領
工事現場への標識の掲示		確認	1. 建設業の許可票 公衆の見やすい場所に、元請の標識が掲げられているかを確認する。 2. 施工体系図 施工体系図が、工事現場の関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げられているかを確認する。 3. 下請負人が再下請負を行う場合に再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示がされているかを確認する。 4. 労災保険関係成立票 労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を見やすい場所に掲示しているかを確認する。 5. 建設業退職金共済制度に係る標識 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が、現場事務所等に掲示されているかを確認する。 6. コスト表示 コスト表示を行う工事については、公衆の見やすい場所に表示しているかを確認する。 7. 再生資源利用〔促進〕計画書 再生資源利用〔促進〕計画書を作成する工事は、計画書が工事現場の見やすい場所に掲げられているか確認する。	建設業法 40 条 建設業法 施行規則 25 条 建設業法 24 条の 7 適正化法 15 条 特別共仕 1. 1. 4 労働者災害補償 保険法 施行規則 49 条 特別共仕 1. 1. 7 特別共仕 1. 1. 12 資源有効利用 促進法

1. 一般共通事項

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
工事実績情報システム (CORINS)		確認	8. 石綿の事前調査結果の掲示 解体工事又は改修工事の場合は、石綿含有建材の使用の有無に関わらず、公衆の見やすい場所に、石綿の事前調査結果等が掲示されているか確認する。 ※デジタルサイネージ等を用いて掲示している場合、下記要件を満たしていることを確認する。 (1) 工事関係者及び公衆が必要なときに標識を確認できるものであること。 (2) 当該デジタルサイネージ等において標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること。 (3) 施工時間外においても標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。 施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じ、当該デジタルサイネージ等の周囲にその旨、掲示されていること。 請負代金の額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム (CORINS) に、工事実績情報を登録するため、「登録のための確認のお願い」の作成を指示し、内容を確認する。 その後、速やかに (一財) 日本建設情報総合センターに登録申請するよう指示し、「登録内容確認書」の提出を求める。	大気汚染防止法
電気工作物の工事に関する保安	○	指示 承諾	電気保安技術者について、総合施工計画書に記入させるとともに、その資格を証明する資料を添付させる。	標 仕 1.3.3 特別共仕 1.3.1
工事用電力設備の保安		指示 確認	工事用電力設備の保安責任者について、総合施工計画書に記入させる。	標 仕 1.3.4 特別共仕 1.3.1

1. 一般共通事項

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
災 害 及 び 公 害 の 防 止		指導	工事現場内の点検を徹底させ、災害、公害及び事故を未然に防止するよう、「建築基準法」、「労働安全衛生法」、「騒音規制法」、「振動規制法」、「大気汚染防止法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「建設副産物適正処理推進要綱」及び「埼玉県建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対策要領」その他関係法令等に基づき、受注者を指導監督する。	標 仕 1.3.7 事故防止要領
発 生 材 の 処 理	○	指示 確認	1. 発生材のうち、発注者等に引渡しを要するものは、「埼玉県建築工事に伴う現場発生材の取扱い要領」に基づき、受注者に「現場発生材報告書」を提出させ、関係者の立会いを求め、品目、数量等を照合し必要に応じて保管方法場所等を確認の上処理する。 2. 再資源化を図ると指定されたものは、次の事項について明記した報告書を提出させ、内容を確認する。 (1) 発生材の種類、数量 (2) 収集運搬業者名及び許可証の写し (3) 再資源化処理施設等の名称及び許可証の写し (4) 施設に搬入した証明書等の写し (5) 解体工事業者の登録証写し (6) 解体工事の技術管理者選任届 3. 1 及び 2 以外のものは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」「特定家庭用機器再商品化法」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」その他関係法令等に基づくところによるほか、「彩の国建設リサイクル実施指針」、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理させ、その内容を報告させる。	標 仕 1.3.11 改 仕 1.3.12 監督要綱 33 条 特別共仕 1.1.13 現場発生材要領 建設リサイクル実施指針

1. 一般共通事項

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
臨機の処置	○	指示	災害、公害又は事故が発生した場合は、「埼玉県建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対策要領」に基づき処理する。	標 仕 1.3.9 契約約款 27 条 事故防止要領
実施工程表		承諾	実施工程表は、次の事項等について確認する。 1. 工程の順序及び気候、風土、慣習等の影響 2. 施工計画書、製作図及び施工図の作成並びに承諾の時期、官公署への届出書類提出時期 3. 主要材料等の現場搬入時期 4. 試験の時期及び期間 5. 検査及び施工の立会いを受ける時期（監督員、検査員、特定行政庁、消防署等） 6. 電気設備及び機械設備並びにその他の工事の工程（特に大型機器の搬入時期等） 7. 各仮設物の設置期間、後片付け期間 8. 上記の各事項に対する余裕	標 仕 1.2.1
週間又は月間工程表等		指示	工事施工上の調整及び確認のために必要な場合（養生期間等）又は関連工事の受注者に必要な場合、週間又は月間工程表、工種別工程表の提出を求める。	標 仕 1.2.1
施工計画書		指示	施工計画書（施工計画図及び試験計画書を含む。）は、次のものについて期限を定め作成するよう指示する。提出後、設計図書、実施工程表等と照合して速やかに検討（関連工事の監督員との協議等も含む）する。 1. 総合施工計画書 2. 工種別の施工計画書 ただし、施工計画書作成の必要性の少ないものは省略させてもよい。	標 仕 1.2.2 材料検査要領 契約約款 1 条 3 項
		確認	1. 総合施工計画書 総合施工計画書の記載事項の標準は以下のとおりとし、工事内容により記載の必要性の少ないものは省略してもよい。 契約額が建築工事一式においては 1,500 万円未満、その他の工事においては 500 万円未満の場合は必要な事項のみ記載でよいものとする。	

1. 一般共通事項

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書 (続)			なお、設計図書で特に指定された事項については承諾を要する。 (1) 施工体制と安全管理 ア 現場施工体制（現場職員構成、工種別責任者、電気保安技術者） イ 現場安全・衛生管理体制（統括安全衛生責任者、安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、電力設備保安責任者、特定元方事業者※等）※発注者が指名 ウ 災害防止協議会の設置及び運営 エ 日常安全管理（店社パトロール、安全教育、訓練、安全巡視、TBM、KY 等） (2) 総合仮設計画（総合仮設設計配置図） ア 敷地周囲の仮囲い（出入口） イ 各仮設物の概略配置 ・受注者事務所、材料置場等 ・施設使用者行動範囲との分離措置 ・人、材料、機器搬入の動線 ・別契約者に対する余地の確保 ・危険物置場の規模、位置 (3) 災害、公害、事故防止への配慮 (4) 出入口の交通安全対策 ア 関係者以外の立入禁止 イ 出入口の交通安全 (5) 危険箇所の点検方法 (6) 緊急時の連絡方法（掲示） (7) 火災予防（消火器、すいがら入れ等） (8) 休日及び夜間警備体制 (9) 官公署その他への届出手続等 (10) 救急用品の常備 2. 工種別施工計画書 工種別施工計画書は、施工の品質を決定する具体的な施工計画書であり、工種毎に工事着手前に提出させ、次の事項について確認する。 なお、工事内容により必要性の少ない事項は省略してもよい。契約額が建築工事一式においては1,500万円未満、その他の工事においては500万円未満の場合は必要な事項のみ記載でよいものとする。	労働安全衛生法 15条, 15条の2, 16条 ” 30条 ” 30条 事故防止要領 標 仕 1.1.3
		確認		

1. 一般共通事項

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書 (続)		承諾 (品質計画)	また、個別の工事について具体的に検討することなく、どの工事にも共通的に利用できるように便宜的に作成されたものでないことを確認する。 (1) 品質計画、一工程の施工の確認、施工の具体計画を定めるもの。 原則として設計図書と相違ないものとし、設計図書に明示のない施工上必要な事項についても記載させる。 工種別施工計画書のうち、品質計画に係る部分について承諾する。 ア 工期 イ 使用材料及び使用機具 ウ 施工方法 エ 安全管理計画 - 作業主任者等の資格者証の写し - リスクアセスメント実施手順（受注者が実施する場合のみ） オ 設計図書との相違 カ 施工管理計画 キ 養生計画 ク 他の関連工事との施工区分 ケ 品質計画 - 品質管理体制、フロー - 品質管理チェックリスト（管理項目、管理値等） コ 搬入計画 - 搬入用車両、使用揚重機 - 搬入ルート（マシンハッチ等の確保含む） - 資格者証の写し サ 建設副産物処理計画 - 再生資源利用〔促進〕計画書・産業廃棄物収集・運搬委託契約書の写し - 産業廃棄物処理委託契約書の写し - 処理業者等の許可証の写し - 産業廃棄物収集運搬車一覧表 - 積換、保管施設、中間処理施設、最終処分場までのフロー及び運搬経路地図	労働安全衛生法 14 条, 28 条の 2 事故防止要領 特別共仕 1. 1. 13 標 仕 1. 3. 11 改 仕 1. 3. 12

1. 一般共通事項

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工 図 見本その他		承諾	(2) 工種別施工計画書を作成する工種は、各項によるほか、監督員が必要と認める工事とする。 (3) 工種毎に施工に必要な資格者（技能士等）の資格者証の写しの添付を確認する。 施工図等は、期限を定め作成させ、設計図書と照合し、技術的、法的検討をするとともに、関連工事の取合い等、及び維持管理性等の検討を行う。 1. 施工図等の種類（例） 仮設計画図、杭位置図、コンクリート寸法図、鉄骨工事工作図及び原寸図（必要な場合）、ALCパネル割付図、PCカーテンウォール製作図及び取付け施工図、石工事割付図及び取付け施工図、タイル割付図、金属製建具施工図、木製建具施工図、内装工事割付図、舗装工事出来形図、その他監督員が必要と認め指示するもの。 見本は、必要と認めるものについて期限を定め提出させ、設計図書と照合し、承諾する。 2. 総合図（プロット図） 関連工事との取合い（寸法的な納まり、技術上の関連）を検討するため、必要に応じて総合図（プロット図）の作成を指示する。 3. バリアフリー及びユニバーサルデザイン すべての施設利用者が円滑かつ快適に利用できるよう配慮されているか確認する。	標 仕 1.2.3
色、柄等の指示	○	指示	見本等に基づき速やかに検討し、受注者に指示する。なお、外壁や屋根などの主要な材料、基調色については課(所)長の承認を受ける。	標 仕 1.4.2
資材・製造所の報告	○	確認	材料の製造業者が決められた時は、その材料名、製造業者名等を記載した「資材・製造所等選定報告書」を提出させ、下記の事項について内容を確認、検討し、課(所)長に報告する。なお、記載材料は監督員が同意したものについては省略することができる。 1. 県産品の使用状況	標 仕 1.4.1 〃 1.4.2 特別共仕 1.4.1 ～1.4.3 監督要綱 12, 21 条 契約約款 7 条

1. 一般共通事項

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
材料検査及び施工検査に係る試験計画書	○	指示	2. 県産品でないものについては、その理由 3. 製材等、フローリング等を使用する場合の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁 H18, 2, 15) に準拠した証明書 材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、試験に先立ち、試験計画書の提出を指示する。 提出された試験計画書については、課(所)長に報告し指示を受ける。	標 仕 1. 4. 5 〃 1. 5. 6 監督要綱 22 条 材料検査要領
		承諾	試験方法（設計図書に定めがない場合）及び試験場所を承諾する。	
		立会承諾	試験は立会いとするが、公的試験所（これに準ずる試験所を含む。）であれば、承諾することにより省略できる。 なお、試験体は、原則として監督員立会いのもとで採取し、封印又は検印を行い、必要事項を明確に表示させ、試験所等に送付させる。	
		確認	受注者から監督員への報告は、材料検査請求書の提出をもって行う。	
材料の検査		検査	材料は、見本、設計図書等に基づき、あらかじめ次の事項について検討し、材料ごとにその検査実施方法を決定し、材料検査請求書を提出させ、検査を行う。 また、環境への配慮として「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」又は「グリーン購入法」に定める特定調達品目は、その判断の基準、配慮事項への適合状況を確認する。 1. 検査方法 抽出検査（対象となるロットの数量と抽出数量）又は全数検査	標 仕 1. 4. 2 〃 1. 4. 4 〃 1. 4. 5 監督要綱 22 条 契約約款 13 条 材料検査要領 埼玉県グリーン調達推進・環境配慮契約方針 グリーン購入法
		承諾	2. 検査項目 数量、寸法、重量、外観、仕上の程度、性能・機能、構造、材質、J A S ・ J I S ・ B	

1. 一般共通事項

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工 管 理 技 術 者		確認 承諾	L等の規格マーク、品質証明書、指定製造所のマーク等 ねじや釘などの補助的な材料は、材料検査を省略することができるが、製造業者の信頼度、見本、カタログ等を十分に検討して承諾する。 既成コンクリート杭地業、鋼杭地業、場所打ちコンクリート杭地業、レディーミクストコンクリートの製造工場、鉄骨製作工場、鉄骨工事の溶接作業及び溶融亜鉛めっき高力ボルト接合において定められており、資格又は能力を証明する資料の提出を求める。	標 仕 1.3.2, 4.3.2, 4.4.2, 4.5.2, 6.4.2, 7.1.3, 7.1.4, 7.6.2, 7.12.2 改 仕 8.26.3
技能資格者		確認 承諾	杭の継手溶接、鉄筋ガス圧接、鉄骨の溶接及び超音波探傷試験などにおいて、資格証明書及び工事経歴書の提出を求める。	標 仕 1.5.3, 4.3.7, 4.4.5, 4.5.3, 5.4.2, 5.4.3, 5.5.3, 5.6.2, 5.6.4, 7.6.3, 7.6.9, 7.6.11, 7.6.12, 7.7.2, 7.12.3
施工の検査		検査	施工後では検査・確認が困難なものにあつては作業以前又は作業中に、検査・確認を行うものとする。なお、やむを得ず検査が出来ない場合には、受注者に、施工を適切に行ったことを証明する記録（写真、試験成績書等）の提出を指示し、施工内容の確認を行う。	標 仕 1.5.5
施 工 の 立 会 い 等	○	立会	工事が設計図書に基づき施工されているか確認する。なお、適切な時期に行うため、早めに受注者と日程調整を行う。	標 仕 1.5.7
工事の記録等	○	確認	工事の経過に伴い、次の文書等を整理する。 1. 工事報告書 工事の経過に伴う仕様の変更又は不測の発生事項のうち、重要な事項について、その経過、原因、対策を記録・報告し、課(所)長の指示	標 仕 1.2.4 監督要綱 12, 22, 23, 24, 26, 27, 31, 32, 34, 35 条

1. 一般共通事項

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
	○	指示 協議 承諾	を受ける。 2. 工事現場連絡票（工事現場打合せ記録） 協議、指示、承諾に関する事項及び監督員 検査の結果等について、詳細に記録する。 3. 工事写真 「埼玉県建築工事写真作成要領」により 撮影されていることを確認する。	監督要綱 12 条 工事写真要領 電子納品要領
		指示	4. 見本品及び試験成績書 施工を適切に実施したことを証明すること ができるものを提出させる。 5. 工事進捗状況報告書 監督要綱に基づき、必要に応じて毎月末に 作成し、課(所)長に報告する。	監督要綱 12 条
		指示 指示	6. 品質管理（社内検査）に係る記録 7. 安全活動に係る記録 (1) 災害防止協議会等 (2) 店社パトロール (3) 安全教育、訓練等 (4) 安全巡視、TBM、KY 等 (5) 新規入場者教育	
		指示	8. 仮設備点検等に係る記録 (1) 過積載防止対策 (2) 機械・車両等点検整備 (3) 重機操作時安全点検記録 (4) 山留め、足場等の点検及び管理記録	
		指示	9. 排出ガス対策型及び低騒音・低振動型 建設機械の使用に係る記録	
		確認	10. 建設副産物の適正処理に係る記録 工事が完成したときは、次のものにより適 正に処理されていることを確認する。 (1) 再生資源利用〔促進〕実施書 (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）又は 電子マニフェストのA票、B2票、D票、E 票 (3) 産業廃棄物収集運搬車の確認写真 (4) 中間処理場又は最終処分場に関する現 地写真	特別共仕 1.1.13

1. 一般共通事項

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
工事特性・ 創意工夫・社会性等に関する実施状況	○	指示	工事が完成したとき（又はそれ以前も可）は、必要に応じて「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況について」を提出させ、内容を確認する。	成績評定要領 第5の5
完成図 保全に関する説明書		指示	工事が完成したときは、設計図書に基づき、次のものを提出させる。 なお、完成写真は、必要に応じ課(所)長に報告する。 1. 完成図等 (1) 完成図面 「埼玉県電子納品運用ガイドライン」又は「埼玉県建築工事図面情報電子化媒体作成要領」により作成させる。 (2) 完成写真 「埼玉県電子納品運用ガイドライン」及び「埼玉県建築工事写真作成要領」により作成させる。	標 仕 1.7.1 ～1.7.3 特別共仕 1.6.1 ～1.6.6 電子納品要領 工事写真要領
		指示	2. 保全に関する説明書 (1) 敷地、建物の構造規模などの建物概要 (2) 建物の主要な構造部及び外構についての説明 (3) 建物を使用する上での注意事項 (4) 建物に設置されている家具、機器等の概要説明 (5) 建物を管理する上での保全業務の要点 (6) 建物等の清掃の要点 (7) 建物に使用されている主要材料の製造所名、所在地及び連絡先並びに非常時の連絡体制に関する一覧表 (8) その他 3. 保証書	
電子納品		協議	「埼玉県電子納品運用ガイドライン」により「建築・設備工事着手時チェックシート」の項目に沿って着手時協議を行う。	特別共仕 1.6.6 電子納品要領

1. 一般共通事項

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
		指示	工事が完成したときは、「埼玉県電子納品運用が이드라인」に基づき、次のものを提出させる。 1. 電子成果品（CD-R・DVD-R） 2. 電子媒体納品書 電子成果品の内容確認は、「建築・設備工事完了時チェックシート」の項目に沿って、電子媒体の内容について確認する。	
		確認		

2. 仮設工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		確認	契約約款において、仮設、施工方法等は、受注者の責任において定めることが規定されている。なお、図面等で指定していない事項については、次のような内容を記述するよう指示し、内容を確認する。 1. 施工計画書 (1) 工事目的物の位置と敷地との関係（配置と高低） (2) 仮囲いの位置及び構造 (3) 材料運搬経路と主な作業動線 (4) 仮設物等の配置（監督員事務所、受注者事務所、設備業者事務所、従業員休憩所、危険物貯蔵所、材料置場、下小屋、廃棄物分別置場等） (5) 排水経路、工事用電力並びに水道の引込み位置及び供給能力 (6) 足場並びに栈橋の位置及び構造 (7) 揚重機（リフト、クレーン、エレベーター、ゴンドラ等）の種類及び配置 (8) 作業員の墜落防止及び感電防止並びに落下物の危険防止の施設 (9) 近隣の安全に対する処置（近隣使用道路の配置計画図等） (10) 作業構台の位置及び構造 2. 仮設工事計画図 (1) 仮設計画図 ア 配置は、動線計画が適当であり、工事の進行に伴い移動することはないか イ 監督員事務所の規模、仕上げ及び備品等は適切か ウ 他の関連工事の受注者事務所、下小屋作業所及び材料置場等は確保できるか エ 仮囲いの位置、高さ及び材料は適当か オ 法令等の規定による表示板の位置や内容について カ 危険物（引火性材料）の保管位置 (2) 足場・揚重計画 ア 足場、栈橋の位置、高さ、材料及び安全性は適当か	標 仕 2 章 契約約款 第 1 条 事故防止要領

2. 仮設工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
敷地の状況確認		立会	イ クレーン、リフト、エレベーター等の計画に問題はないか (3) 敷地現況図 ア 工事目的物の敷地との関係 イ ベンチマーク及び仮ベンチマークの位置、養生方法 (4) その他必要な事項 着工に先立ち、次のような事項を受注者に確認させ、その状況の報告を受け、必要に応じ確認・調査に立ち会う。 1. 敷地境界の確認 敷地境界の確認について不明確な点は、必要に応じて関係者の立会いを受けて明確にし、状況を記録する。 2. 既設構造物、地下埋設物の確認 建築物、工作物あるいは地中に埋設されたガス管、電線、電話ケーブル、給排水管、埋蔵文化財等を設計図書により確認するとともに、関係機関の協力を得て、設計図書に示されたもの以外に埋設物がないかを確認する。また、これらの埋設物等が工事の障害になるおそれのある場合は、柵やマンホール等により位置を調べ、必要があれば試掘を行い、必要な対策を行う。 3. 近隣対策 騒音、振動等について、事前に適切な処置を検討しておく。(特に近隣に影響を及ぼすおそれのある工事を行う場合は、近接建物や工作物等に、振動によるひび割れ、はく落、沈下等の事故が生じた場合の現状確認の資料とするため、関係者の立会いを求め、写真、測量等により現状を記録すること。) さらに、工事中はこれらの建物等を観察し、事故を未然に防止する。 4. 排水経路 排水経路については、排出先のレベル、放流先の管理者、許容量及び雑排水と汚水との区分の有無等について確認する。	標 仕 2.2.1

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
縄 張 り		検査	5. 敷地周辺の状況 敷地周辺の交通量、交通規制（特に通学路に注意）、架空配線等を考慮し、建設機械、資材等の搬出入口の位置が適当かどうか確認すること。また、工事現場内に柵や覆いを設けるなど搬出入口に交通整理員を配置する等道路の交通の危険防止のため必要な措置を講じる。 6. 地盤の高低差 敷地の高低は、敷地の現状測量図等（設計図書に指定による）により確認する。 また、現況測量図がない場合は、測量図を作成させて確認する。 地質の状況については、土質調査報告書により確認すること。 設計図書に基づき、建物の外周線（柱心・壁心）を現地に縄等で張らせ検査し、敷地境界、法規上の制約（斜線、延焼のおそれ、日影限界、避難距離等）、境界との離れ（民法等）など周囲の状況に支障がないことを確認する。なお、他の部課所から執行委任を受けて工事を執行する場合は、原則として、主管課職員の立会いを求める。	標 仕 2.2.1
ベンチ マ ー ク		検査	ベンチマーク（B・M）は通常、2ヶ所以上設け、相互にチェックできるようにし、位置と基準高さを検査し、保護養生を確認する。（仮ベンチマーク共）	標 仕 2.2.2
遣 方		検査	遣方の検査は、墨出しの順序を変えるなど、受注者が行った方法とできるだけ異なる方法でチェックする。 検査用鋼製巻尺は、その工事現場専用の基準巻尺を使用する。 遣方は、次の事項について確認する。 1. ベンチマークと設計G L	標 仕 2.2.3

2. 仮設工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
遣 方 (続)			2. 遣方天端（設計G Lからの高さの表示） 3. 設計G Lと前面道路の関係 4. 敷地境界線と柱心（壁心）との距離 5. 各基準心の距離、角度 6. 逃げ心（工事に支障がないところに設け養生しておく。）	

3. 土工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	施工計画書は、次の事項等について検討する。 1. 工程表（山留め設置、根切り、埋戻し、山留め撤去等の時期、天候等に対する予備日数） 2. 山留め工法及び安全を確認できる構造計算書（荷重、振動等に対する安全性の確認等） 3. 根切りの工法（順序、掘削機の種類と能力、予定搬出土量等） 4. 埋設物が根切りにかかるもの及び周辺にあるものの移設、養生等の処置 5. 残土の処理方法（場外処理の場合は、地番、距離、処分地の種類等） 6. 法勾配並びに法面の養生方法及び法面の滑動のおそれのある場合の観測方法 7. 排水計画（排水溝の位置、釜場の位置、地下水の状況、揚水ポンプ能力と台数、台風あるいは停電時の対策、揚水停止時期の検討、流末の処置） 8. 埋戻し土の種類、締固め方法及び余盛り高さ 9. 安全管理対策 10. 公害対策 11. 作業のフロー、管理の項目・水準、方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録の文書の書式と管理方法等	標 仕 3 章
根 切 り	○	協議 検査	1. 根切り中の障害物 関係者と協議し、適切な処置をする。 なお、重要な事項は、関係者と協議し課(所)長に報告し、その指示を受ける。 2. 根切り底の検査 根切り深さ及び幅を測定し、底のすきとり状況、崩壊土砂、土質等を土質試料等を参考に目視によって検査する。	標 仕 3.2.1 監督要綱 25 条

3. 土工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
建設発生土の処理		指示	1. 構内敷均し 数量、土質及び施工状況を考慮し、処理方法（敷均し、盛土、堆積等）及び位置を指示する。 2. 場外処理 処理先（土砂受給状況の把握）、数量、土質、安全対策（過積載防止、土砂の飛散、道路汚損、交通事故、近隣対策等）について、関係法規に適合していることを確認するとともに、発生土の再利用が図られるよう指示する。	標 仕 3.2.5 特別共仕 1.1.13 埼玉県公共建設 工事過積載防止 対策実施要綱・ 要領
山 留 め		指示	山留めの危険防止のため、工事施工中、必要に応じて、次の点検及び観測を行わせる。 1. 周辺地盤の沈下及びひび割れ 2. 山留め壁の変形 山留め壁頭部の移動量をトランシット、下げ振り等により測定する。 3. 山留め支保工の変形 4. 切張りに作用する側圧測定 5. 山留め壁からの漏水 6. 山留め壁背面土の状態 ・ せき板をたたいて背面土の状態を点検 ・ 横矢板の配列の乱れ 異常を発見した場合は、受注者に対して、直ちに適切な処理をとり、監督員に報告するよう指示する。	標 仕 3.3.2 事故防止要領

4. 地業工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	施工計画書は、下記地業別記載の各事項等について検討する。 - 既製コンクリート杭地業及び鋼杭地業 - 工程表（施工機械及び杭の搬入時期、ブロックごとの試験杭と本杭打込みの開始及び完了等の時期、1日当りの杭施工本数） - 杭の製造業者名 - 施工業者名、施工管理技術者名（資格証明書等、工事経歴書等）及び作業の管理組織（作業員の資格及び工事経歴） - 杭の種類、規格、寸法及び使用箇所（鋼杭の場合は、防錆処置を含む。） - 材料の受入れ検査の方法 - 地中埋設物、障害物の調査、移設、防護、撤去等の計画 - 施工機械の仕様の概要及び性能 - 杭打ちの施工方法（建入れの検査方法） - プレボーリングを使用する場合はその深さ - セメントミルク工法の場合は安定液、根固め液等の調合計画及び管理方法 - 杭配置図、試験杭の位置及び杭の施工順序 - 継手の工法（溶接機の種類と溶接技術者の資格を含む） - 施工機械及び杭の搬入経路 - 杭支持力の確認方法（算定式、所要最終貫入量等） - 支持地盤の確認方法（地盤資料と掘削深さ、電流値との対照等）と判断基準 - 杭頭の処理方法（切断方法、鉄筋の処理方法等） - 安全対策（施工機械の転倒防止と杭穴への転落防止等） - 公害対策（騒音、振動、油滴飛散防止対策及び掘削液の廃液処理方法等）	標 仕 4 章 標 仕 4 章 3 節 〃 4 節 事故防止要領

4. 地業工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書 (続)			(19) 産業廃棄物の処理（廃棄物の量、運搬方法、処理業者、処分地、処理方法） (20) 施工結果報告書の内容 (21) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式と管理方法、立会プロセスと頻度等 2. 場所打ちコンクリート杭地業 (1) 工程表（機械搬入、段取り、鉄筋加工、機械搬出及び片付けの時期、掘削とコンクリート打込みの開始及び完了等の時期、一日当りの杭施工本数） (2) 施工業者名、施工管理技術者名（資格証明書等、工事経歴書等）及び作業の管理組織 (3) コンクリートの計画調合表及び計算書 (4) 鉄筋の種類と規格 (5) 地中埋設物、障害物の調査、移設、防護、撤去等の計画 (6) 施工機械の仕様の概要及び性能 (7) 施工方法（掘削精度の確認方法を含む） (8) 杭の配置図及び施工順序 (9) 安定液等を用いる場合の調合計画及び管理方法 (10) 支持地盤の確認方法 (11) スライム（沈殿物）の処理方法 (12) 鉄筋加工及び建込み方法（浮上がり防止方法を含む） (13) コンクリートの打込み及び養生方法 (14) 安全対策（酸欠、有毒ガス、施工機械の転倒等） (15) 公害対策（土砂の運搬によるこぼれ、安定液等の廃液等の飛散と処理、騒音及び振動等の対策） (16) 産業廃棄物の処理（廃棄物の量、運搬方法、処理業者、処理方法、処分地） (17) 施工結果報告書の内容 (18) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等	標 仕 4 章 5 節 事故防止要領

4. 地業工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工 図		承諾	施工図は、次の事項を設計図書等と照合・検討する。 1. 杭の位置、試験杭の位置（基準心との関係） 2. 杭の径、厚さ、長さ、本数 3. 打込み又は掘削順序及び杭番号 4. 杭頭と基礎との納まり（杭頭補強） 5. 鉄筋加工図（現場打ち杭） 6. その他	標 仕 4 章
杭 心 出 し		確認	施工図に基づき、遣方からの寸法を確認する。	標 仕 4.1.3
材 料 検 査		検査	杭の規格品証明書又は評価証明書を添付させ、長さ、径、厚さ、種類、製造会社名、製造年月日、J I S マーク、損傷の有無等を確認する。	標 仕 4 章 材料検査要領
試 験 杭	○	立会指示	原則として試験杭に立会い、その後の施工の指示を行う。 1. 打込み杭については次による。 (1) 試験杭に先立ち、地盤資料の確認を十分に行い、試験中は、杭の長さ及び所要支持力を確認するため、打込み方法や記録の測定の仕方に注視する。 (2) 試験は、杭の打込み記録を順次検討して、敷地全体の支持層の深さや起伏の状態を推定し、その後の施工を指示する。 2. 埋込工法及び場所打ちコンクリート杭工法については次による。 (1) 試験杭は、施工機械や各種の安定液等の適否、土質状態、地下水位及び被圧水等の有無、施工時間、支持地盤、杭の支持力の確認を行い、その後の施工を指示する。 3. 所定の深さまでの施工が困難となった場合又は設計支持力が得られなかった場合は、適切な処置を行い、課(所)長に報告し指示を受ける。	標 仕 4.2.1, 2
		指示		

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
本 杭		立会	試験杭の結果や地盤の状況等を踏まえ、立会い確認を行う杭を抽出する。 1. 既製コンクリート杭地業及び鋼杭地業 (1) 一群の杭の打込みは、なるべく群の中心から外側へ向かって打ち進める（逆に進めると地盤が締まってしまい、中心部分で打込みが困難になる。片押しも同じ理由で避けるのがよい。）ように注意する。 (2) 打込みはなるべく中断しないで連続して行う（一時中止すると打込み困難になることがある。）ように注意する。 (3) 打込み中は、随時杭軸の変位、傾斜及び貫入状況を観測し、傾斜、変位については打込み初期に修正する（杭頭等が破壊した場合は、位置を変更し、新規に打込む等の処置が必要である。）ように注意する。 2. 場所打ちコンクリート杭地業 (1) 掘削完了後、深さ、径及び支持地盤について確認する。 (2) スライムは先端支持力の低下を招くので処理について十分注意する。 (3) 鉄筋かごは、曲がり及び変形のないように建込む。なお、コンクリート打設における浮上がり防止に注意する。 3. 心ずれ、傾斜、ひび割れ、異常沈下、穴周壁の崩落、根固め液及び安定液の散逸等については、速やかに適切な処置を行い、受注者に指示する。 なお、重要な事項については、課(所)長の承認を受ける。	標 仕 4 章 3 節 ” 4 節 標 仕 4 章 5 節
杭 工 事 施工報告書		承諾	「施工記録」として、下記工法別記載の各事項を明記した報告書を提出させ、確認する。 1. 打込み工法 (1) 工事概要 (2) 杭位置図及び杭番号	標 仕 4.2.5 ” 4.3.9

4. 地業工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
杭 工 事 施工報告書 (続)			(3) 杭の種類、材質、形状、寸法、質量、製造工場名 (4) 施工機械の仕様の概要及び性能 (5) 実施工程表 (6) 工事写真 (7) 施工年月日、施工時間、天候 (8) 打撃回数（回／m）及び全打撃回数（回） (9) 全打込み長さ（m） (10) 打込み所要時間（時分） (11) 支持力（t／本） ア ハンマーの落下高（m） （最終10回以上の打撃による平均値） イ 最終貫入量（mm） ウ リバウンド量（mm） (12) 心ずれ、傾斜の一覧表 (13) 溶接施工記録 (14) 杭頭切断記録 2. セメントミルク工法 (1) 工事概要 (2) 杭位置図及び杭番号 (3) 杭種類、材質、形状、寸法、質量、製造工場名 (4) 施工機械の仕様の概要及び性能 (5) 各掘削・固定液等の諸元 (6) 施工年月日、施工時間、天候 (7) 実施工程表 (8) 工事写真 (9) 掘削深さ及び建込み月日 (10) 杭貫入の別（軽打、圧入） (11) 掘削液の記録（標準調合、比重、粘性、イー ールドバリュウ、使用量） (12) 根固め液及び杭周固定液の強度、使用量 (13) 掘削土の確認事項 (14) 掘削所要時間 (15) 等深線図と掘削深さの関係 (16) 駆動用電動機の電流値と地層の関係	標 仕 4.2.5 " 4.3.9

4. 地業工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
産業廃棄物 処 理			(17) 注入材の吐出量、吐出圧、注入量 (18) 心ずれ、傾斜の一覧表 3. 場所打ち杭工法 (1) 工事概要 (2) 杭仕様（杭の工法、形状、寸法、コンクリート強度等） (3) 施工機械の仕様・概要 (4) 施工年月日、施工時間、天候 (5) 実施工程表 (6) 杭位置及び杭番号 (7) 鉄筋かご加工仕様 (8) 工事写真 (9) 掘削所要時間 (10) 掘削土砂量 (11) 安定液等の記録 (12) 孔底スライムの沈積状況と処理時間 (13) 支持地盤の確認記録 (14) 鉄筋かごの建込み時間 (15) コンクリート打込み日、打込み時間及び強度試験結果 (16) コンクリートの使用量 (17) 心ずれ、傾斜の一覧表	標 仕 4.2.5 〃 4.5.8
			次の事項について明記した報告書を確認する。 1. 産業廃棄物の種類、数量 2. 収集運搬業者名及び許可証の写し 3. 資源化再利用、中間処理又は最終処理場の名称及び許可証の写し 4. 産業廃棄物処理及び収集運搬に係る契約書の写し 5. 産業廃棄物管理票（A,B2,D,E 票） 6. 上記の他、適正に処理されたことを確認できる書類	特別共仕 1.1.13

5. 鉄筋工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	施工計画書は、次の事項等について検討する。 1. 鉄筋加工・組立て (1) 工程表（材料、柱、壁、梁、階段、スラブ等の検査時期及び関連設備工事の期間） (2) 施工業者名、作業の管理体制 (3) 鉄筋の種別、種類、製造所名及びその使用区分 (4) 規格品証明書の提出時期 (5) 荷札の照合と提出時期（ラベル、鉄筋のマーク等の確認方法） (6) 鉄筋の試験（試験所、回数、試験成績書） (7) 材料の保管場所及び貯蔵方法 (8) 材料の加工場所（現場又は工場の別、規模及び機械設備） (9) 鉄筋加工機具（切断、曲げ） (10) 鉄筋の継手位置、継手長さ、定着長さ及び余長 (11) 異形鉄筋にフックを付ける箇所 (12) 鉄筋のかぶり厚さ及びスパーサーの種類 (13) 梁、壁、スラブ等の開口部補強、屋根スラブ、片持スラブ、壁付きスラブ、パラペット等の特殊補強の要領 (14) 鉄筋位置の修正方法 (15) 鉄筋組立後の乱れを防止する方法（歩み板の使用等） (16) 関連工事との取合い（柱付きコンセント、スラブ配管、壁配管、貫通孔等） (17) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等	標 仕 5 章
			2. ガス圧接 (1) 工程表（圧接の時期） (2) 施工業者名及び作業の管理体制 (3) ガス圧接技能資格者の資格種別等（資格証明書等） (4) ガス圧接技能資格者の人数 (5) ガス圧接器具	標 仕 5 章 3 節 標 仕 5 章 4 節

5. 鉄筋工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工 図		承諾	(6) 圧接部の外観試験（全圧接部） (7) 圧接部の引張試験（本数、採取方法、作業班ごとの施工範囲、試験所、成績書、鉄筋切断後の補強方法） (8) 圧接部の超音波探傷試験（本数、試験方法、試験位置、探傷器、試験従事者、成績書） (9) 不良圧接の補正方法 施工図は、次の事項を設計図書等と照合・検討する。 1. 各部の設計符号 2. 鉄筋の種類（異形、強度） 3. 径、本数、間隔 4. 定着長さ、のみ込み、継手長さ及び位置圧接位置、折曲げ位置 5. 異形鉄筋末端部のフック（特に最上階柱頭四隅に注意） 6. 帯筋、あばら筋の径、形、間隔 7. 段違いはりの主筋（段差が 100 mmを超える場合、主筋は柱内に定着） 8. 各径ごとのフック折曲げ現寸図 9. 鉄筋のかぶり厚さ (かぶり厚さ＝最小かぶり厚さ＋10 mm) 10. 開口部の補強 11. 屋根、片持ちスラブの出隅、入隅の補強 12. 壁付きスラブ 13. さし筋の位置（土間等） 14. 階段の配筋 15. 片持ちスラブを受ける壁の配筋（縦筋は外側） 16. 梁貫通孔の補強 17. 柱梁等の打増し補強	標 仕 5 章 2 節 " 3 節
材 料 試 験		承諾	規格品証明書を提出させ、設計図書等と照合する。なお、使用鉄筋量の少ない場合は、他の工事に使用される鉄筋とあわせた規格証明となる場合があり、規格品証明書は、写しとして	標 仕 5.2.3 材料検査要領

5. 鉄筋工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料																								
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置																										
材 料 検 査		検査	も良いが、当該鉄筋と整合していることを保証した会社の社名、社印、保証責任者の氏名・押印及び日付を明示したことを確認する。 規格品証明書、荷札、鉄筋のマーク等を確認し、設計図書等と照合する。 ロールマークによる材質記号の見分け方 種 類 を 区 別 す る 表 示 方 法 <table><tr><th></th><th colspan="2">種 類 を 区 別 す る 表 示 方 法</th></tr><tr><th>種 類 の 記 号</th><th>圧延マークによる表示</th><th>色別塗色による表示</th></tr><tr><td>S R 2 3 5</td><td>適用しない</td><td>赤（片断面）</td></tr><tr><td>S R 2 9 5</td><td>適用しない</td><td>白（片断面）</td></tr><tr><td>S D 2 9 5</td><td>圧延マークなし</td><td>適用しない</td></tr><tr><td>S D 3 4 5</td><td>突起の数1個(・)</td><td>黄（片断面）</td></tr><tr><td>S D 3 9 0</td><td>突起の数2個(・・)</td><td>緑（片断面）</td></tr><tr><td>S D 4 9 0</td><td>突起の数3個(・・・)</td><td>青（片断面）</td></tr></table>		種 類 を 区 別 す る 表 示 方 法		種 類 の 記 号	圧延マークによる表示	色別塗色による表示	S R 2 3 5	適用しない	赤（片断面）	S R 2 9 5	適用しない	白（片断面）	S D 2 9 5	圧延マークなし	適用しない	S D 3 4 5	突起の数1個(・)	黄（片断面）	S D 3 9 0	突起の数2個(・・)	緑（片断面）	S D 4 9 0	突起の数3個(・・・)	青（片断面）	標 仕 5.2.1 材料検査要領
	種 類 を 区 別 す る 表 示 方 法																											
種 類 の 記 号	圧延マークによる表示	色別塗色による表示																										
S R 2 3 5	適用しない	赤（片断面）																										
S R 2 9 5	適用しない	白（片断面）																										
S D 2 9 5	圧延マークなし	適用しない																										
S D 3 4 5	突起の数1個(・)	黄（片断面）																										
S D 3 9 0	突起の数2個(・・)	緑（片断面）																										
S D 4 9 0	突起の数3個(・・・)	青（片断面）																										
圧接完了後の試験		承諾	1. 外観試験の記録（全数）を提出させ、確認する。 2. 圧接を完了した部分の抜き取り箇所を指示し、超音波探傷試験又は引張り試験を行う。試験結果の報告書は、提出を求め、確認する。	標 仕 5.4.10																								
配 筋 検 査		検査	基礎、柱、はり及び壁は、型枠の組立て前又は一部組立て後とし、床版は、コンクリート打込み前に、次の事項について検査を行う。 1. 組立時の確認 (1) 種別、径、本数 (2) 折曲げ寸法、余長、フック (3) 鉄筋のあき、かぶり厚さ (4) 定着・継手の位置、長さ (5) 補強筋、差し筋 (6) スペーサーの配置、数量	標 仕 5.1.3 " 5.3.7																								

5. 鉄筋工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
配 筋 検 査 (続)			(7) ガス圧接継手の抜取試験（超音波探傷試験又は引張試験） (8) 機械式継手及び溶接継手の試験（全数又は抜取り） (9) 配管等の取合い 2. 検査後の手直し修正確認	

6. 型枠工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	施工計画書は、次の事項等について検討する。 1. 工程表 2. 施工業者名及びその管理組織 3. 型枠の材料と準備量 4. 型枠緊張材の種別及び緊張材にコーンを使用する箇所 5. 型枠の構成部材の大きさ、間隔（必要に応じて構造計算により決定する。） 6. コンクリート寸法図（スケルトン、コンクリート躯体図、コンクリートプラン） 7. 基準部分の型枠組立図 8. 型枠材取外しの条件（材齢又は構造計算により安全を確認する場合） 9. はく離剤の使用の有無及び材料名	標 仕 6 章 8 節
施 工 図		承諾	コンクリート寸法図は、次の事項等について検討する。 1. 構造体の形状、寸法、位置関係 (1) 通り心、壁心等の基準線からの構造材の位置 (2) 構造材（柱、はり、壁、床版、基礎、階段等）の形状、寸法、割付け及び符号 (3) 軒高、階高及びG Lと1階床高との関係 (4) はり、床版その他の基準階高との上下関係 (5) 打継ぎ箇所 (6) 構造材相互の取合い 2. 仕上げ、納まり等の関係 (1) 仕上げ（左官、タイル下地等）と関連して必要な増打ち等のコンクリート寸法図 (2) 建具、造作等の納まりによる開口及び周辺の形状寸法 (3) タイル、石等の割付けによるコンクリート寸法の増減 (4) 構造体に断熱材等を打込みとする場合の寸法 (5) インサート、ブロック壁の位置及び差し	標 仕 6 章 8 節

6. 型枠工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工 図 (続)			筋の径並びに間隔、アンカーボルト、丸環、 ルーフドレンその他の取付け金物類の位置 (6) 打放しコンクリート部分(化粧目地、伸縮目地、ひび割れ誘発目地) (7) その他、特にコンクリートを欠き込む必要のある場合及びコンクリートに打込みとなるもの 3. 防水上の納まり (1) 屋根面の勾配、パラペット回り等の立上り部分、笠木等の防水の納まり (2) 便所、浴室等の防水層の納まり(床版の高さ、周囲の納まり) (3) エキスパンションジョイントの納まり (4) 水を使用する部分の床勾配、排水溝等の納まり (5) 地階二重壁内の水抜きパイプ 4. 設備関係 (1) はり、壁等の貫通孔(スリーブ等) (2) 便所、洗面所、浴室等の衛生器具用開口 (3) ダクト用の開口 (4) 設備機器用機械台及び機械吊り上げ用フック類 (5) 分電盤、端子盤、消火栓、改め口等の開口あるいはプルボックス等のコンクリート打込みとなる箇所 (6) マンホールの大きさ及び位置(トラップの位置、二重床内に設置するポンプ類の大きさ) (7) タンク類の位置及び総重量 (8) エレベーターとの納まり (9) 二重床版内の水抜き及び通気パイプ、集水桝、床勾配 5. 仮設関係 (1) 材料搬出入口 (2) 設備用大型機械の搬入開口部、搬入経路及び総重量	

6. 型枠工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
材 料 検 査		検査	(3) パイプシャフトの器材搬入口 (4) 切張り支柱用開口 (5) タワークレーン用開口 (6) 外部足場つなぎ用インサート 6. その他 コンクリート工事と関連するもの	標 仕 6.8.2 材料検査要領
型枠組立状態の確認		承諾	1. せき板は、表面の状態（樹種、平滑度、死節、くされ等）に注意し、再使用せき板は、特に表面の清掃等に注意し検査を行う。 2. 特殊なせき板を使用する場合は、実績や品質等の資料の提出を求め、適否を判断する。 コンクリートの打込みに先立ち、次の事項等の報告求め、内容を確認する。 1. 柱及び壁の建入れの位置、鉛直度、寸法、通り及びころびの有無 2. 柱、はり及び壁の内のり寸法及び階高寸法 3. 型枠と足場、遣方等の資材の分離 4. 設備関係の配管、箱入れ等の作業完了の確認 5. 支保工及び緊結材の締付け 6. 型枠内の清掃	標 仕 6.8.3

7. コンクリート工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	施工計画書は、次の事項等について検討する。 1. 工程表（配合計画書の提出、試し練り、型枠組立、コンクリート打込み、支柱取外し等の時期） 2. 製造所名（J I S 表示認証工場） 3. 配合計画書、計画調合の計算書（軽量コンクリートの気乾単位容積質量を含む） 4. コンクリートの仕上りに関する管理基準値、管理方法等 5. 仮設計画（排水、コンクリートの搬入路等） 6. 打込み量、打込み区画、打止め方法及び打込み順序 7. 打込み作業員の配置、作業動線 8. コンクリートポンプ車の圧送能力及び設置場所 9. 輸送管の配置及び支持方法、輸送可能距離の検討 10. 練り混ぜ開始から打込み完了までの時間 11. コンクリート運搬車の配車 12. 輸送が中断したときの処置 13. 圧送後、著しい異状を生じたコンクリートの処置 14. 打継ぎ面の処置方法 15. タンピングの方法 16. 打込み後の養生（暑中、寒中） 17. コンクリートの補修方法 18. 供試体の採取（採取場所、養生方法） 19. 試験所	標 仕 6 章
配合計画書		承諾	1. 気乾単位容積質量 2. セメントの種類、強度 3. 骨材の種類（最大寸法、粗粒率、J I S の規格、細骨材の塩分、骨材のアルカリシリカ反応性） 4. 混和剤の種類 5. コンクリートの調合管理強度（設計基準	標 仕 6.2.3 〃 6.3.1 〃 6.3.2

7. コンクリート工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
試 し 練 り		承諾	強度、構造体強度補正值)及び調合強度(標準偏差、許容不良率に応じた正規偏差) 6. 計画スランプ 7. 計画空気量(所要空気量 4.5%) 8. 単位水量の最大値(185kg/m³) 9. 単位セメント量の最小値(標仕: 270kg/m³) 10. 水セメント比の最大値(普通・早強・中庸熱波特種セメント、高炉セメント A 種、シリカセメント A 種及びフライッシュセメント A 種: 65%、低熱波特種セメント、高炉セメント B 種、シリカセメント B 種及びフライッシュセメント B 種: 60%、普通ポセメント: 55%、再生骨材 H を使用する場合: 60%) 11. 配合計画書(材料、調合設計資料及び計算書) 12. 材料の試験成績書 I 類コンクリート(普通ポセメント又は再生骨材 H を使用するコンクリートを除く)を使用する場合、工場の実績及び経験を確認し、試し練りの省略を判断する。	標 仕 6.3.2 材料検査要領
フレッシュコンクリートの試験		立会	普通コンクリートは、試験材料を工事現場の荷卸し地点で採取し、次の試験を行わせ、試験結果報告書の提出を指示する。 1. スランプ 2. 空気量 3. 単位容積質量(必要な場合) 4. 温度(気温 25℃以上又は寒中などの場合) 5. 塩化物量(打込み当初、かつ標準仕様書で定めた時期に実施)	標 仕 6.9.2 材料検査要領
コンクリート強度試験		承諾	1. 調合管理強度の管理用、構造体コンクリートの圧縮強度の推定用及び型枠取外し時期決定用等について、試験結果の報告を指示	標 仕 6 章 9 節 材料検査要領

7. コンクリート工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
打 込 み	○	承諾 指示	し、合格していることを確認する。 2. 強度試験に不合格の場合は、監督員の承諾を受け、J I S A 1 1 0 7 又はその他の適切な試験方法により構造体の強度を確認し、その後の処置を検討するとともに、課(所)長に報告し、必要な処置を指示する。	標 仕 6 章 6 節 JASS 5
打込み後の 確認等		立会	コンクリート打込みにおいて、原則として立会い、次の事項などに注意を払う。 1. 打込み計画の再確認 2. 型枠・配筋状態の再確認 3. 関係工事の検査完了の確認 4. 型枠内の清掃、散水 5. 当初圧送モルタルの処置 6. 突き固めの指導 7. 差し筋（位置、間隔、径、定着、かぶり厚さ） 8. 打継ぎ面の清掃、散水 9. コンクリートポンプ車の清掃水の処理 10. 打設完了後の養生	
	○	指示	1. 豆板・空洞等の有無、コンクリート構造体の有害なひび割れやたわみの有無等の確認は、せき板及び支保工の取外し後に行う。 2. 構造体コンクリートの仕上り及びかぶり厚さ等で設計図書に適合しない欠陥が認められた場合には、監督員へ直ちに報告するよう指示する。	標 仕 6.6.7
		指示	3. 構造体コンクリートの仕上り及びかぶり厚さ等で設計図書に適合しない欠陥が認められるとの報告を受けた場合、監督員は、必要に応じて設計担当者と協議の上、その後の処置を検討するとともに、課(所)長に報告し、必要な処置を指示する。	標 仕 6.9.6

8. 鉄骨工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	施工計画書（製作要領書）は、次の事項等について検討する。 1. 工場製作 (1) 工程表（工作図、材料調達、製作、製品検査、塗装、搬出等の時期） (2) 鉄骨製作者の管理組織、工事担当（施工管理技術者・溶接施工管理技術者・検査技術者の氏名、所持資格等） (3) 超音波探傷試験の検査機関及びその管理組織（特記により、指定された場合） (4) 製造設備の能力（製作関連の機械設備、配置図等） (5) 使用材料の名称、規格、製造所名及び使用箇所 (6) 工作・溶接（加工・組立・溶接の製作手順、開先形状、溶接工法等） (7) 溶接技能者の氏名、所持資格等（資格証明書） (8) 品質管理・検査計画（管理・検査項目、方法、管理値、不具合処置方法等） (9) 塗装計画（材料・工法・塗装範囲等） (10) 製品の輸送計画（輸送方法・養生方法・安全対策等） 2. 工事現場 (1) 工程表（アンカーボルトの設置・建方・高力ボルト締付け・溶接作業・完成検査等の時期） (2) 作業の管理組織及び協力業者、工事担当（施工管理技術者・溶接施工管理技術者・非破壊検査技術者・溶接技能者の氏名、所持資格等） (3) アンカーボルトの保持及び埋込み工法と検査方法 (4) 定着の工法 (5) 建方作業手順と建入れ直し及び建入れ検査方法並びに不具合処置方法 (6) 高力ボルト接合作業手順と締付け後の検査方法並びに不合格処理方法	標 仕 7 章 （日本建築学会） 鉄骨精査検査基準 鉄骨精査測定指針 標 仕 7 章 10 節

8. 鉄骨工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
鉄骨の製作工場		承諾	(7) 溶接接合作業手順と精度・外観・内部検査方法並びに不合格処理方法 (8) 超音波探傷試験の検査機関及びその管理組織（特記により指定された場合） 3. 耐火被覆 (1) 工程表（材料の搬入、機器の設置、養生施工・検査等の時期） (2) 使用材料 (3) 施工方法 (4) 認定工法の場合は、認定書及び認定マーク (5) 養生計画 (6) 検査方法 製作工場については、次の事項により加工能力等を確認する。 1. 工事経歴 2. 鉄骨製作工場の規模、契約電力及び機械設備 3. 生産能力（月産能力及び加工能力の余裕） 4. 他工事の製品の出来ばえ 5. 鉄骨製作業者の資格基準 6. 鉄骨製作管理技術者、溶接施工管理技術者、非破壊検査技術者及び溶接技能者の資格・人数 7. 品質管理システム等 8. 施工管理技術者を適用する場合、鉄骨製作指導を行う施工管理技術者の常駐の有無 9. その他	標 仕 7.1.3
社内検査成績書		承諾	鉄骨製作工場における品質管理が適切に行われたことを示す記録として、社内検査成績書の提出を求め、次の事項等について確認する。 1. 製品寸法について、所定の形状及び寸法精度であること。 2. 仕口部・取合いプレートについて、設計図書の指示通りであること。	標 仕 7.1.3

8. 鉄骨工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
材 料 検 査		承諾	3. 部材表面・切断面・工事現場溶接部の開先について、傷・ノッチ等の有無を確認すること。 4. 高力ボルト接合面について、所定の形状・寸法精度・外観であること。 5. 溶接部の表面欠陥・内部欠陥について、所定の許容範囲にあること。 6. スタッド溶接部について、所定の形状・寸法精度・外観であることを確認すること。 7. その他必要な事項について 規格品証明書には、溶鋼番号＜製鋼番号、鋼番、チャージナンバー等＞が記載されているので、鋼板、形鋼等に表示されている溶鋼番号と対照して、当該鋼材の規格品証明書であることを確認する。なお、使用鋼材量の少ない場合は、他の工事に使用される鋼材とあわせた規格証明となる場合があり、規格品証明書は、写しとしても良いが、当該鋼材と整合していることを保証した会社の社名、社印、保証責任者の氏名・押印及び日付を明示したことを確認する。	標 仕 7 章 2 節 材料検査要領
工 作 図		承諾	工作図は、次の事項等について検討し、工作が可能であることを確認する。 1. 柱、はり、工場組立部材等の符号（建物の通り符号を利用する場合や通し番号による場合が多い。） 2. 建物の基準線と鉄骨の基準線との関係 3. スパン（はり間）、階高等の基準寸法・基準線と柱、はり、工場組立部材等との位置関係、床からベースプレート下端までの寸法 4. 柱、はり、工場組立部材等の形状・寸法及び構成部材の形状・寸法 5. 各部の部分的詳細 (1) 柱とはりの取合い (2) ベース回りの納まり (3) スリーブ貫通部の補強等や空間が狭い	標 仕 7 章 3 節

8. 鉄骨工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
工 作 図 (続)			ために加工、溶接等の作業の困難な箇所の発見と処置 6. 接合部分のスプライスプレート、フィラープレート、クリアランス等及び次の事項について設計図書と照合する。 (1) 高力ボルトの径、本数、ゲージ、ピッチ、へりあき等 (2) 溶接の種類、開先形状、大きさ、長さ、位置等 (3) アンカーボルトの径、長さ、本数、位置等 (4) SRC造の場合の鉄筋工事との関係 7. 異種の鋼材を使用する場合は材質を表示すること。 8. 鉄筋工事との関連 (1) 鉄筋の貫通位置、径、本数 (2) スペーサー（かんざし）の位置、高さ 9. 設備工事との関連 (1) 主としてスリーブ位置及び大きさ及び間隔の確認をする（構造耐力上の制約についても確認する。）。 (2) ダクト、配管等の系統を確認し、スリーブの数、大きさ等が不足しないようにする。 (3) 鉄骨の近くで交差する配管等の系統は、保温の被覆材を含めて、施工性を確認する。 (4) 排水管等一定の勾配を必要とするもの及び柱、はり近くで方向を変えるものは、特に注意する。 10. 他の建築工事との関連 (1) 内外装材料との関連 (2) 建具類の埋込み金物の納まり、特にフローアーヒンジ、シャッターケース等 (3) 最上部柱頭のトッププレートはコンクリートの充填性を考慮した空気孔の設置等	

8. 鉄骨工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
現 寸 検 査		検査	11. 仮設工事との関係 (1) クレーンの設置、重量物の積載、風・地震に対する倒壊防止、土圧に対する支持等のために鉄骨を補強する場合は、設計担当者と打ち合わせる。 (2) 安全タラップ、吊りピース、足場用ピース、建入れ直し用ピース、親綱掛け用ピース等の仮設用金物の必要性。 (3) ウェブ板厚が薄く、溶接・運搬・建方の際に変形のおそれがある場合又は施工上タラップとして必要な場合を除き、原則としてバンドプレートは取り付けない。 曲率や90° 以外の取合い角度を有する変形した建築構造物の場合、溶接作業及び高力ボルトの締付けが困難と判断される箇所が存在する場合、納まりが複雑で工作図からの直接読取りが困難な箇所が存在する場合は、必要に応じて現寸図を作成させ、次の事項等を確認する。 1. 基準巻尺の照合（10mにおいて0.5 mm以下であることを確認） 2. 現寸図の検査は次による。 (1) 基本寸法（階高、スパン等） (2) 各部材の位置・寸法、部材構成の位置・寸法（ラチス、スチフナー、その他プレート等） (3) 各部のクリアランス (4) ボルト、アンカーボルトの位置・寸法（ピッチ、ゲージ、エッジ等）、本数等 (5) 溶接位置、長さ等 (6) 各貫通孔の位置、大きさ (7) 型板定規	事故防止要領 標 仕 7.3.2 〃 7.3.11 材料検査要領
建 方 検 査		検査	受注者が行った次の事項における管理・検査の結果について、報告を受けた後、必要に応じて検査する。	標 仕 7章10節

8. 鉄骨工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
締付け検査		検査	1. アンカーボルトの埋込み（位置・出の高さ、モルタル面の精度） 2. 搬入された鉄骨製品の外観（曲がり・傷の有無、塗装面の傷の有無等） 3. 建方（建入れ精度・接合部の精度） 4. 高力ボルト接合（一次締め、マーキング、ピンテールの破断状態、とも回り・軸回りの有無、締付け後のナット回転量、余長等） 5. 工事現場溶接接合（開先部の精度、溶接外観、表面欠陥、内部欠陥） 6. デッキプレート工事（焼抜き栓溶接、アークスポット溶接の外観、母材への影響） 7. スタッド工事（デッキ貫通溶接外観、打撃曲げ試験結果、母材への影響） 8. 他工事との関連溶接（ビード外観、溶接位置） 9. 現場塗装（素地ごしえ、塗膜厚、外観） 10. 耐火被覆（下地処理、厚さ、かさ比重） 本締め完了後、次の事項について締付け確認の記録（検査成績書）を提出させ、記録に基づいて、適宜施工済みボルトを抽出し、検査を行う。 1. 高力ボルト（印の確認、トルクの測定） 2. トルシア形高力ボルト（印の確認、ボルトの締付け確認）	標 仕 7.4.8

9. コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
コンクリートブロック工事施工計画書（補強コンクリートブロック造）		承諾	施工計画書は、次の事項について検討する。 1. 工程表（施工図の作成、各工区別の着工・完了等の時期） 2. 施工業者名、作業の管理組織 3. 使用材料名及び品質（コンクリートブロック、コンクリート、鉄筋、モルタル） 4. コンクリート及びモルタルの調合及び充填方法 5. ブロック割りの基準 6. 一般部分の工法（鉄筋間隔、定着方法、継手の工法及び位置、ブロックの積み方） 7. 1日の積上げ高さの限度（1.6m程度） 8. 鉄筋位置の修正の方法 9. ブロック壁の取合い部の工法 10. 開口部まぐさの工法及びその周辺の補強方法 11. がりょうの工法 12. 建具枠の取付け方法 13. 木れんが、アンカーボルト、諸金物等の埋込みの必要な箇所及び処置の方法 14. 他の材料による柱、壁等との取合い部の処置の方法 15. 設備配管、ボックス類の取付け方法 16. 寒冷期の施工に関する対策（シート養生、採暖養生等） 17. 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等	標 仕 8 章 2 節
コンクリートブロック工事施工計画書（コンクリートブロック帳壁及び塀）		承諾	施工計画書は、次の事項について検討する。 1. 工程表（各工区別の着工・完了等の時期） 2. 施工業者名、作業の管理組織 3. 帳壁の位置と主体構造の種別及び寸法 4. 帳壁の主要支点間距離及び主要支持辺の位置 5. 鉄筋の種類、径、及び定着・継手の方法位置 6. コンクリートブロックの種類、形状寸法	標 仕 8 章 3 節

9. コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
ALCパネル工事施工計画書		承諾	7. ブロック割りとその組積パターン（開口部、金物取付け位置を明示） 8. 鉄筋のかぶり厚さ及び鉄筋の間隔・あき 9. 帳壁の施工方法（先積み工法とあと積み工法で、鉄筋の組立順序が異なる） 10. 主体構造との緊結方法（主体構造に対するクリアランスの大きさによる固定緊結又は可動緊結を明示） 11. 鉄筋の継手又は定着方法（溶接の場合は溶接方法） 12. 壁端部又は開口部周囲の補強方法 13. 仕上げの有無と仕上げ材の種類 14. 孔あけ等の位置と寸法 15. 先付け金物の位置と取付け方法 16. 配管位置とその形状寸法 17. 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等 施工計画書は、次の事項について検討する。 1. 工程表（施工図の作成、各ブロック別の着工・完了等の時期） 2. パネル製造所、製品名及び施工業者名 3. パネルの種類、使用箇所 4. パネルの搬入・保管方法 5. パネルの取付け詳細及び工法 6. パネルと建具枠等の取合い及び納まりの詳細 7. 設備用配管ボックス類に対する処置 8. 目地用モルタル、仕上材等の種類、調合、工法及び使用箇所 9. シーリング材の種類及び使用箇所 10. パネルの養生計画 11. 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等	標 仕 8 章 4 節

9. コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
押出成形セメント板工事施工計画書		承諾	施工計画書は、次の事項について検討する。 1. 工程表（施工図の作成、各ブロック別の着工・完了等の時期） 2. パネル製造所及び施工業者名 3. パネルの種類、耐火性能（認定番号）、使用箇所及び搬入・保管方法 4. パネルの割付け、取付け詳細及び伸縮目地の配置 5. パネルと建具枠等の取合い及び納まりの詳細 6. 仕上材等の種類及び工法 7. シーリング材の種類 8. パネルの養生計画 9. 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等	標 仕 8 章 5 節
コンクリートブロック工事施工図		承諾	補強コンクリートブロック造及びコンクリートブロック塀及び塀の施工図は、ブロック割付図、配筋図等とし、次の事項等について確認する。 1. ブロック割付け 2. 鉄筋の種類、規格 3. 鉄筋の径、本数、間隔 4. 鉄筋の定着、継手の長さ及び位置 5. 横筋用ブロックの使用箇所 6. まぐさの配筋 7. 土間コンクリートの補強 8. 平面関係（壁心、開口部の位置、寸法及び枠取合い） 9. 断面関係（階高、勾配等） 10. 木レンガ、ボルト、埋込金物の位置、寸法数量 11. 設備用配管、ボックス類の位置、寸法	標 仕 8 章 2 節 " 3 節
ALCパネル施工図		承諾	パネル割付図は、次の事項等を確認する。 1. パネルの割付け（パネル幅の最小限度は、300 mm）	標 仕 8 章 4 節

9. コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
材 料 検 査		検査	2. パネル取付け構法、種別 3. 建具枠の取付け工法 4. パネルと他の材料との取合い 5. みぞ掘り孔あけ及び開口部の処置 6. 防火区画の場合の取付け金物の耐火被覆	
			1. コンクリートブロック、ALCパネル及び押出成形セメント板は、J I Sマークの表示のほか、種類、種別、厚さ等について確認する。 2. ALCパネル及び押出成形セメント板に用いる付属金物（鋼製）については、亜鉛めっきにより防錆処理されたことを確認する。	標 仕 8 章 2 節 " 3 節 " 4 節 " 5 節 材料検査要領

10. 防水工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	施工計画書は、次の事項について検討する。 1. 工程表（箇所別、防水の種類別の着工、完成等の時期） 2. 施工業者名、製造業者名及び作業の管理組織 3. 施工範囲及び防水層の種類、材料 4. 工法（下地の種類及び状態、施工法等を含む。） 5. 材料置場（材料搬入、数量等を含み、シーリングについては消防法分類、保管条件を含む） 6. アスファルト溶融がまの設置場所及び構造（アスファルト防水の場合） 7. 消防法、火災予防条例による消防署への届出（火気使用の場合） 8. 排水勾配 9. コンクリート打継ぎ箇所、P C 屋根版、A L C 屋根版の継ぎ目箇所における処置 10. 立上り、立下がりの構造、納まり 11. ルーフドレン回り、出入口回り及び排水管（防水層貫通管）、衛生設備（便器・浴槽その他）の納まり 12. 保護コンクリートの目地割り及び目地の構造・仕上げ材料 13. エキスパンションの構造と防水の納まり 14. 異種防水層接続部の処置 15. シーリング材、プライマー、バックアップ材及びボンドブレイカーの材質（材種を含む）、形状 16. シーリングにおける施工箇所の形状、施工法及び養生等（目地詳細図、二面接着・三面接着、表面仕上げの有無等） 17. シーリングにおける作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等 18. シーリング以外の防水工事における品質管理、基本要求品質の確認方法等	標 仕 9 章

10.防水工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工 図		承諾	施工図は、次の事項について確認する。 1. 排水勾配（水上、水下の納まり） 2. 立上り、立下り、入隅、出隅、配管、便器との取合い等の納まり（増張り、張りかけ幅、立上り押さえ） 3. アスファルトルーフィング類、アスファルトシート、ルーフィングシート、及び塗膜防水の補強布等における重ね幅 4. ドレン部分の納まり（位置、高さ、増張り） 5. ALCパネルの支持部 6. 下地の異なる場合の取合い 7. 伸縮調整目地（間隔、位置、幅、深さ、材種） 8. 打継ぎ箇所及びエキスパンション部分の納まり	標 仕 9 章
材 料 検 査		検査	1. 防水材 設計図書と照合し、J I Sマーク等を確認する。（アスファルトプライマーは、組織変化に注意） 2. シーリング材 (1) J I Sマーク及び有効期限を確認する。 (2) 特記による接着性試験（特記がない場合は簡易接着性試験）を行う。	標 仕 9 章 材料検査要領
防水層の施工		検査	防水層の施工は、実際の施工の各段階において、次の事項等について随時検査する。 1. 下地の乾燥状態・勾配・不陸・き裂・清掃 2. 塗膜防水では、外観検査と共に、各材料が規定どおり使用されていること。 3. 立上り箇所の状態	標 仕 9.1.3 〃 9.X.4 (注)X=2, 3, 4, 5, 6
漏 水 試 験 満 水 試 験		確認	漏水試験等が特記された場合は、試験結果報告書の提出を指示し、内容を確認する。	標 仕 9.1.2

10.防水工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
防水工事施工票		指示	建物等の管理状況を勘案し、取付け位置を指示する。	特別共仕 2. 1. 2

11. 石工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	施工計画書は、次の事項等について検討する。 1. 工程表（見本決定、材料搬入、製品検査、着工・完了等の時期） 2. 施工業者名、作業の管理組織 3. 製作工場の機械設備 4. 現場における揚重・運搬計画・設備 5. 石材・テラゾの種類、品質、仕上げの種類及び その使用箇所 6. 材料加工の方法、石の裏面処理方法・材料 7. 置場の確保、整備（運搬しやすい場所、破損に対して安全な場所、角材等の受け台準備） 8. 保管方法 9. 標準的石張り工法、施工順序 10. アンカー、下地鉄筋、引金物、だぼ、かすがい、取付け金物等の材質、形状、寸法 11. 伸縮調整目地 12. 取付け後の養生 13. 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録の文書の書式とその管理方法等	標 仕 10 章
施 工 図		承諾	施工図は、石割図、取付け施工図、その他の詳細図及び現寸図等とし、次の事項等について確認する。 1. 各面の石の割付け（基準線、目地寸法） 2. 一般部分、出隅、入隅等の各部の納まり詳細 3. 湿式・空積工法においては、取付け金物類（引金物、だぼ、緊結金物、受金物等）の使用箇所及びその詳細、特に落下時の危険性が高い箇所の詳細 4. 乾式工法においては、取付け金物類（乾式工法ファスナー等）の使用箇所及びその詳細、特に落下時の危険性が高い箇所の詳細	標 仕 10 章

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
見 本		承諾	5. 特殊部位（窓、出入口、エレベーター等の開口部、アーチ、上げ裏、笠木、甲板、隔て板等）周辺の詳細 6. 関連工事との取合い（設備機器等の取付けのために必要な欠き込み、穴あけ等の位置、寸法及び目地等） 7. 水切り、水返し等の詳細 8. その他必要と思われる部分の詳細 見本品の提出を指示し、設計図書と照合する。	標 仕 1.4.2 〃 10.2.1
材 料 検 査		検査	材料は、見本品と照合し、次の事項等を確認する。 形状・寸法、色合い、模様、平滑度、欠陥・損傷、合端のみ込み部分の仕上げ、水切り、割れやすいところの補強、緊結金物（材質、径、長さ）	材料検査要領

12. タイル工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	施工計画書は、下記工法別記載の各事項等について検討する。 1. タイル張り工法 (1) 工程表（見本決定、施工図完了、材料搬入、着工・完了、試験等の時期） (2) タイルの製造工場名、施工業者名及び作業の管理組織 (3) タイルの種類、形状、寸法（裏足の形状、高さ、乾式・湿式の別） (4) 張付け用モルタル（調合、塗厚）、保水剤の使用 (5) タイルの施工箇所、張付け工法、目地工法 (6) まぐさ、窓台等のタイルの施工法 (7) タイル割りの基準（基準線、目地寸法） (8) 伸縮調整目地（位置、構成、施工法） (9) 関連工事との取合い（電気、機械、仮設） (10) タイル施工箇所の張付け順序 (11) 下地モルタルの浮きの検査方法及び補修方法 (12) 1回の張付けモルタルの塗付け量、練混ぜ方法及びその量の確認方法、練置き時間 (13) タイル張り施工中及び施工後の養生方法（特に外壁の場合） (14) 排水勾配（雨掛り、水掛りの場合） (15) 施工後の清掃及び水洗いの方法 (16) 施工後の外観確認及び打診検査 (17) タイル接着力試験方法（箇所、使用機器、試験体の作成方法） (18) 接着力試験不合格の場合の処置方法 (19) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等	標 仕 11 章 標 仕 11 章 2 節
			2. タイル型枠先付け工法 (1) 工程表（見本決定、施工図完了、タイル	標 仕 11 章 4 節

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書 (続)			及びタイルユニットの製造、材料搬入、躯体工事工程、着工・完了、試験等の時期) (2) タイルの製造工場名、施工業者名及び作業の管理組織 (3) タイル型枠先付けの種別 (4) タイル及びタイルユニットの試験、検査要領、合否の判定基準（タイルの寸法精度、品質及びタイルユニットの寸法精度） (5) タイルの種類、形状、寸法（裏足の形状、高さ、緊張材取付け部のタイルの形状、乾式、湿式の別） (6) タイル及びタイルユニットの取付け順序及び方法 (7) まぐさ、窓台等の取付け方法 (8) 割付の基準（基準線、目地寸法） (9) 伸縮（調整、ひび割れ誘発）目地（位置、構成、施工法） (10) タイル型枠先付け面のせき板、精度、検査基準 (11) 関連工事との取合い（建具、電気、機械等） (12) タイルユニット取付け中及び取付け後の養生方法（コンクリート打設までの雨掛け） (13) 目地モルタルの調合（栈木法の目地、タイル補修の張付けモルタル） (14) コンクリート打込み方法（コンクリートの打込み、棒形振動機による締固め、型枠振動機による締固め） (15) 外壁型枠の取外し時期及び方法（留付け材の取外しを含む） (16) 外壁型枠取外し後の養生（上階コンクリート打込みによる汚れ防止） (17) 先付けされたタイルの検査及び合否の判断基準（検査方法、タイル張替え基準） (18) タイル裏面のコンクリート品質	

12.タイル工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
			(19) 施工後の外観確認、打診検査及び接着力試験方法（箇所、使用機器、試験体の作成方法） (20) タイルの補修方法（時期、コンクリートの補修、張替え） (21) 水洗い (22) 発生材処理（裏打ち材等） (23) 作業のフロー、管理の項目、水準・方法・品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等	
見 本		承諾	見本は、設計図書と照合し、品質、形状、寸法、色あい及び質感等を確認する。	標 仕 1.4.2 " 11 章
施 工 図		承諾	施工図は、タイル割付図とし、次の事項を確認する。 1. タイルの割付け（基準線、タイルの半裁以下の使用の有無及び使用箇所、役物タイルの使用箇所、水栓・配管・設備器具等の位置） 2. ひさし鼻、開口部の上部の落下防止処置 3. 目地幅、目地の仕上げ（材質、色等）、伸縮調整目地の位置及び構造 4. 床タイルの排水勾配	標 仕 11 章
材 料 検 査		検査	材料の品質、形状、寸法、色あい等が見本品と同等であることを照合する。	標 仕 11 章 材料検査要領
施工後の確認及び試験		承諾 検査	外観の確認及び打診検査の確認結果報告の確認を行う。 接着力試験は、原則として検査に立ち会い、試験体の位置を指示し、その記録を提出させ、必要な強度を有していることを確認する。	標 仕 11.1.5

13. 木工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	施工計画書は、次の事項等について検討する。 1. 工程表（施工図完了、材料搬入、着工、完了等の時期） 2. 施工業者名及び作業の管理組織 3. 加工機器等（主として仕上げ） 4. 使用する材料の種類、形状、寸法及びその使用箇所 5. 加工・組立又は取付けの工法 6. 防虫、防腐、防蟻処理 7. 養生方法 8. 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等	標 仕 12 章
施 工 図		承諾	施工図は、次の事項等を確認する。 1. 木材の断面寸法 2. 小屋組（垂木を含む）、間仕切軸組（下地材を含む）、天井下地、床組等の構造及び継手・仕口等 3. 窓、出入口等の建具回り、壁、天井、床の取合い及び納まり等 4. 躯体との取合い（床、柱、壁、梁、スラブ下端）	標 仕 12 章
材 料 検 査		検査	主要な材料は、あらかじめ見本を提出させ、次の事項等を確認する。 1. 製材：規格、樹種、材質、等級、含水率 2. 集成材：規格、樹種、形状、寸法、化粧薄板（樹種、厚さ）、仕上り 3. 単板積層材、合板、構造用パネル、パーティクルボード：規格、材質、等級 4. 建具枠、敷居、かもし等：加工の状態 5. 釘、諸金物：規格、材質、形状、寸法、防錆処理	標 仕 12 章 2 節 材料検査要領

14. 屋根工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	施工計画書は、下記屋根葺形式別記載の各事項等について検討する。 1. 長尺金属板葺 (1) 工程表（見本決定、材料搬入、製品検査、着工・完了等の時期） (2) 専門工事業者名及び施工管理組織 (3) 下葺（材料及び工法） (4) 鋼板類（種類、厚さ、工法及び留付け材料） (5) 谷、棟、軒先、けらば等の納まり (6) 折曲げ及び小はぜ掛け (7) 壁との取合い等の工法 (8) 付属材料 (9) その他専門業者の工法の仕様 (10) 風圧力及び積雪荷重に対応した工法、作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等 2. 折板葺 (1) 工程表（見本決定、材料搬入、製品検査、着工・完了等の時期） (2) 専門工事業者名及び施工管理組織 (3) 折板（種類、厚さ、構成部品） (4) 各部の納まり工法（棟、けらば、軒先、壁との取合いの各部） (5) タイトフレームの取付け方法 (6) その他専門業者の工法の仕様 (7) 付属材料 (8) 風圧力及び積雪荷重に対応した工法、作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等 3. 粘土瓦葺 (1) 工程表（見本決定、材料搬入、製品検査、着工・完了等の時期） (2) 専門工事業者名及び施工管理組織 (3) 瓦の種類、製造所	標 仕 13 章

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工 図		承諾	(4) 揚重及び小運搬計画 (5) 役物及び留付け用釘・緊結線・金物等の種類 (6) その他専門業者の工法の仕様 (7) 風圧力及び積雪荷重に対応した瓦等の留付け工法、管理の項目、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書及びその管理方法等 施工図は、次の事項等を確認する。 1. はぎ合わせ、重ね等の工法及び寸法 2. 留付け金物の納まり 3. 軒先、けらば、棟、軒先、役物瓦の納まり 4. 谷、雨押さえ、壁等との取合い	標 仕 13 章
見 本	○	承諾	必要に応じて見本の提出を指示し、材質、色等について確認する。	標 仕 1.4.2 住仕総則 1.5.4 1. 一般事項「色、柄等の指示」
材 料 検 査		検査	J I S マーク等を確認し、規格、種別、厚さ等について確認する。	材料検査要領

15. 金属工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	施工計画書は、次の事項等について検討する。 1. 工程表（施工図の作成、搬入、組立て等の時期とともに、必要に応じて場所別等の作成を含む） 2. 製造所名、施工業者名及び作業の管理組織 3. 使用材料の材質、形状、寸法（天井施工の金属成形板張り、手すり及びタラップにあつては、あと施工アンカーを含む） 4. 加工機器、場所等（切断、溶接等） 5. 表面処理の方法 6. 加工、組立又は取付け工法（アルミニウム製笠木にあつては、風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の間隔、固定方法、管理方法等を含む） 7. 風圧力（積雪荷重）による検討（屋外等） 8. 耐震性の検討（天井のふところが 1.5m 以上の場合の補強方法、大規模空間の天井に関しては、崩落対策の検討） 9. 施工手順及び養生方法 10. 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等	標 仕 14 章
見 本		承諾	必要に応じて見本の提出を指示し、材質、色等について確認する。	標 仕 1.4.2
施 工 図		承諾	施工図は、次の事項等を確認する。 1. 軽量鉄骨下地材 吊りボルトの割付け、各部取合いの納まり及び補強方法（開口部、設備用機器類、改め口等） 2. 金属成形板張り、アルミニウム製笠木 場所別割付け図、各部取合いの納まり 3. 手すり等 場所別割付け図、各部取合いの納まり	標 仕 14 章

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
材 料 検 査		検査	主要な材料は、次の事項等を確認する。 1. 軽量鉄骨下地材は、寸法、形状及び J I S マークを確認する。 2. 屋外に用いる鉄製品は、亜鉛メッキの付着量を確認する。 3. アルミ製品は、被膜及び塗膜の厚さを確認する。(特に特注品について) 4. ステンレスの製品は、試験成績書により材質を確認する。	標 仕 14 章 材料検査要領

16. 左官工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	施工計画書は、下記工事別記載の各事項等について検討する。 1. モルタル塗り、せっこうプラスター塗り (1) 工程表（施工箇所別の着工及び完了の時期） (2) 施工業者名及び作業の管理組織 (3) 使用材料及び保管方法 (4) 練混ぜ場所及び練混ぜ方法 (5) 調合 (6) 下地処置の工法（屋外（モルタル塗りの場合）、屋内、下地材の吸水の著しい箇所等の別） (7) 工法（施工箇所別）及びその管理方法（せっこうプラスター塗りの場合）等 (8) モルタル塗りにおけるモルタル仕上げの種類（施工箇所別） (9) 各工程の工程間隔時間（養生期間）及びその確認方法 (10) ひび割れ防止の方法 (11) 浮きの確認方法及び補修方法 (12) 養生方法（夏期の直射日光、通風、寒冷、施工後） (13) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等	標 仕 15 章 3 節 〃 8 節
			2. 仕上塗材仕上げ (1) 工程表（色見本の決定、施工箇所別の着工及び完了等の時期） (2) 製造所名、施工業者名及び管理組織 (3) 下地の処理と仕上材の種別 (4) 工法（塗り工程と使用する機器、工具類）及びその管理方法等 (5) 工程ごとの所要量等の確認方法 (6) 養生方法（施工中（特に飛散防止）及び完了後） (7) 足場つなぎ跡の補修方法 (8) 材料保管の方法（温湿度の管理、消防法）及び作業の安全管理対策	標 仕 15 章 6 節

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
見 本	○	承諾	(9) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等 1. 見本帳又は見本塗り板の提出を指示し、模様、色及びつや等を確認する。 2. 仕上塗材仕上げに係る見本塗り板は、主材が2回塗りであること（ローラー塗り等の場合で仕上塗材製造所の仕様によるものを除く）及び1回目の主材が下地に均一に塗られていることを確認する。	標 仕 15.1.3 1. 一般事項「色、柄等の指示」
材 料 検 査		検査	材料は、次の事項等を確認する。 1. セメントの種類・品質、砂の粒度・品質、水質並びにモルタルの調合 2. 接着剤混入モルタルの接着剤は、試験成績表及び製造所の仕様を確認 3. 石こうプラスターは、J I Sマーク、製造年月日の確認（4ヶ月以上経過したものは使用不可） 4. セメント系下地調整塗材は、工場で調合した粉体と混和液がセットになっている製品であるか又は、仕上塗装と同一の製造所の製品であることを確認 5. 仕上塗材、軽量骨材仕上塗材は、製造所、出荷証明及び製造年月日を確認（同一製造所でないものや有効期間を経過したものは、使用不可）	標 仕 15 章 材料検査要領
施 工		検査	1. モルタル塗り、石こうプラスター塗り等の各工程（壁塗り）の放置期間は、次のとおりとし、放置期間が確保されているか確認する。 また、墨出しにより仕上げしろの厚い箇所及び薄すぎる箇所は報告するよう指示する。 (1) モルタル塗り（コンクリート下地） 下地の処置—（夏期は7日以上、冬期は	標 仕 15 章

16.左官工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工 (続)			14日以上)→下塗り→(14日以上)→むら直し→(7日以上)→中塗り→上塗り (2) 石こうプラスター(コンクリート下地)下地の処置→(夏期は7日以上、冬期は14日以上)→下地モルタル→(14日以上)→下塗り→(7日以上)→中塗り→上塗り (3) (1)により仕上げしろの厚くなる箇所があった場合はつけ送りを行うが、必要に応じメタルラス等を挿入し、1回の塗り厚は6mm程度とし、十分な乾燥時間を置く。 また、仕上げしろが薄すぎる箇所があった場合は、はつりを行い必要な仕上げ厚さを確保する。 2. 仕上塗材仕上げ工事の各工程の放置期間は、次のとおりとし、放置期間が確保されているか確認する。 また、仕上塗材の塗り回数(メタリックの上塗り材は注意)及び塗り付け時に見本帳又は見本塗板と同様の模様であり塗残しや足場むらがないことを確認する。 (1) コンクリート面及びモルタル面等でモルタル等を充てんした下地処理の場合は、モルタル充てん後14日程度とする。 (2) 次の行程に移る放置期間及び最終工程後の放置期間は、塗材の種類や気象条件を踏まえ適切に定めた期間とする。 3. 1、2の放置期間の短縮は、原則として認めないが、試験等により確認された場合は、承諾することができる。	標 仕 15.6.4

17. 金属及び樹脂製建具工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	施工計画書は、次の事項等について検討する。 1. 管理体制（製作者及び施工者の管理組織表、連絡先） 2. 工程表（製作及び現場の施工日程・手順・作業内容） 3. 使用材料の名称・規格（部品、部材、付属部品及びその使用箇所） 4. 製作者・製作工場（工場名称、所在地） 5. 加工及び組立（材料加工の方法、接合法、組立要領） 6. 製品の検査（検査方法、検査項目、検査基準） 7. 防食・防錆処理（防食・防錆の方法、材料） 8. 運搬（搬入方法、現場内保管方法） 9. 取付け精度・要領（取付け方法、精度、取付け検査方法、検査基準） 10. 養生・清掃（養生、清掃方法） 11. 安全管理（管理体制、安全点検、作業環境整備）	標 仕 16 章 (7 節を除く)
施 工 図		承諾	施工図は、次の事項等を確認する。 1. 性能（気密、水密、断熱、遮音等）、材料（アルミ、ステンレス等）、仕上げ（防錆処理等）、位置、符号、開き勝手、引き勝手 2. 形状、寸法（見付け、見込み）、板厚又は樹脂肉厚、防火戸（種別、認定番号） 3. 引き違い及び片引き障子の構造 4. すれ合う部分、振れ止め、戸当たりの類の納まり 5. ガラスの取付詳細、寸法、形状、有効面積 6. 付属金物（水切、くつづり等）の種類、取付詳細及び取付位置、リスト 7. 連窓の場合の伸縮の逃げ 8. ガラスの種類、厚さ、留付け材、ガラスみぞの幅、深さ	標 仕 16 章 (7 節を除く)

17.金属及び樹脂製建具工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
実物見本		検査	9. アンカーの寸法、位置、間隔 10. 排煙機構の詳細（オペレーター（スイッチボックス、手動閉鎖装置）の位置、設備関連（ダクトの接続等） 11. 構造体、仕上材及び設備との取合、雨仕舞 受注者に見本の製作を指示した上、検査する。（特記された場合）	標 仕 16.1.4
特殊な建具 (シャッター類を含む) の仮組検査		検査	特殊な建具がある場合は、受注者に仮組み検査をすることを指示した上、検査する。 （特記された場合）	標 仕 16.1.4
社内検査 報告書		確認	「施工計画書」に定められている要領に基づいて社内検査を行わせ、結果を報告書として提出させ、次の事項等を確認する。 1. 建具符号、形式、性能 2. 全体の形状、使用材料の材質、板厚等 3. 表面処理皮膜の皮膜厚さ及び塗料の塗膜厚さ 4. 主要部分の寸法精度（JIS A4702（ドアセット）又は JIS A4706（サッシ）による） 5. 漏水防止処置 6. 仕上げの状態 7. その他必要に応じて開閉の作動状況等	標 仕 16.1.2
				〃 16.1.5
取付け検査		検査	建具の作動や調整の確認を行う。	標 仕 16.1.5
建具金物見本		承諾	建具金物は、材質（有害な ^す 等の有無）及び機能について検討する。	標 仕 16.8.2 材料検査要領
鍵		指示	1. 鍵は整理番号及び室名札をつけて平面図及び鍵番号一覧表を添えて提出するよう指示する。 2. マスターキーについては、既存建具との統一に注意する。	標 仕 16.8.4

18. 木製建具工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	施工計画書は、次の事項等について検討する。 1. 管理体制（製作者及び施工者の管理組表、連絡先） 2. 工程表（施工図の作成、加工、組立て、取付け開始、完了等の時期） 3. 使用材料の品質・名称・規格（部品、部材、付属部品及びその使用箇所）及びホルムアルデヒド放散量等 ※特に木材の含水率に注意 4. 製作者・製作工場（工場名称、所在地） 5. 加工及び組立（材料加工の方法、接合法、組立要領、使用機械設備） 6. 製品の検査（検査方法、検査項目、検査基準） 7. 防食・防錆・防腐処理（防食・防錆・防腐の方法、材料） 8. 運搬（搬入方法、現場内保管方法） 9. 取付け精度・要領（取付け方法、精度、取付け検査方法、検査基準） 10. 養生・清掃（養生、清掃方法） 11. 安全管理（管理体制、安全点検、作業環境整備）	標 仕 16 章 7 節
ふすま紙 見 本		承諾	ふすま紙は、品質、色及び柄等について確認する。	標 仕 16. 7. 2
材 料 検 査		検査	材料（製品）は、次の事項等を検査する。 なお、現場で検査できない骨組等は、あらかじめ製作する段階で写真撮影させる。 1. 材料 樹種・品質等の確認、材質と色（生地仕上げ）、有害な欠陥（生節、ひずみ、そり、その他）の有無及び程度、合板の種類・厚さ等、ホルムアルデヒド放散量等、接着剤、建具金物 2. 製品 (1) フラッシュ戸	標 仕 16. 7. 2 材料検査要領

18.木製建具工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
取付け検査		検査	縦かまち、上・下さん、中骨、すじ切り 空気孔、つり元等の補強、表面板（合板） (2) ふすま 周囲骨、中骨、紙張り (3) ガラス戸、から戸、障子等 製作図に示された事項の確認 取付け検査は、次の要領で行う。 1. 丁番は、枠及びかまちに正確に掘り込み、取付け心が一直線になるように取付けさせる。 2. 枠、柱のくるい等で、立付けの悪いものは調整させる。 3. 検査終了後は、養生を行わせる。	標 仕 16.1.5
実物見本		検査	受注者に見本の製作を指示した上、検査する。(特記された場合)	標 仕 16.1.4
建具金物 見 本		承諾	建具金物は、材質及び機能について確認する。	標 仕 16.8.2 材料検査要領
鍵		指示	1. 鍵は整理番号及び室名札をつけて平面図及び鍵番号一覧表を添えて提出するよう指示する。 2. マスターキーについては、既存建具との統一に注意する。	標 仕 16.8.4

19. カーテンウォール工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	施工計画書は、工場製作と現場施工に対するものに分けて作成を指示し、下記工事別記載の各事項等について検討する。 なお、施工計画書の作成に先立ち、他の関連工事との工事区分（責任区分）を明確にするよう指示する。 1. メタルカーテンウォール工事 1-1. 工場製作 (1) 工程表（性能等を証明する計算書の作成、製作図の作成、材料検査、製作、製品検査搬出等の時期） (2) 製作者及びその管理組織 (3) 工事関連の製作機械設備 (4) 使用材料の名称、規格、製造所名及びその使用箇所 (5) 性能等を証明する計算書の作成 (6) 材料加工及び工場組立ての方法 (7) 溶接技能者の資格 (8) 試験及び検査の要領、合否の判定基準（材料、組立、加工、表面処理、製品） (9) 取り付け金物の防錆処理、ガラス溝の寸法・形状等及び耐火構造（認定番号）等 (10) 仕上（塗装等）、工法、使用箇所及び製品仕上程度 (11) 製品の運搬計画、運搬方法、養生方法、部材の大きさの検討 1-2. 現場施工 (1) 工程表（施工図の作成、構造体付け金物の取付け、製品検査、カーテンウォール等の取付け、取付け検査等の時期） (2) 揚重、取付け施工業者名及び作業の管理組織 (3) 仮設計画（運搬、揚重、保管、養生、清掃計画を含む） (4) 取付精度、目地、本止め、溶接後の錆止め、防火・防炎処理区画の位置 (5) 火煙防止層・耐火被覆等の施工方法	標 仕 17 章

19. カーテンウォール工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
工事施工図		承諾	(6) 検査方法及び合否の判定基準 (7) 落下及び火災防止等の安全対策 2. PCカーテンウォール工事 2-1. 工場製作 (1) 工程表（性能等を証明する計算書の作成、製作図の作成、材料検査、製作、製品検査搬出等の時期） (2) 製作者及びその管理組織 (3) 工事関連の製作機械設備 (4) 使用材料の名称、規格、製造所名及びその使用箇所 (5) 性能等を証明する計算書の作成 (6) 材料加工及び工場組立ての方法 (7) 溶接技能者の資格 (8) 試験及び検査の要領、合否の判定基準（材料、型枠、鉄筋の組立、製品） (9) コンクリートの所要強度及び調合 (10) 仕上材料（塗装、型枠先付タイル等）、工法、使用箇所及び製品仕上程度 (11) 製品の運搬計画、運搬方法、養生方法、部材の大きさの検討 2-2. 現場施工 (1) 工程表（施工図の作成、構造体付け金物の取付け、製品検査、カーテンウォール等の取付け、取付け検査等の時期） (2) 揚重、取付け施工業者名及び作業の管理組織 (3) 仮設計画（運搬、揚重、保管、養生、清掃計画を含む） (4) 取付精度、目地、本止め、溶接後の錆止め、防火・防災処理区画の位置 (5) 火煙防止層・耐火被覆等の施工方法 (6) 検査方法及び合否の判定基準 (7) 落下及び火災防止等の安全対策 施工図は、部材の製作図、構造体への取付け図及び取付け詳細図とし、下記工事別記載	

19. カーテンウォール工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
見 本	○	承諾	の各事項等を確認する。 1. メタルカーテンウォール工事 (1) 形状、寸法 (2) 取付け金物、溶接方法 (3) 溶接・高力ボルト等の接合方法、錆止め塗装種別・範囲 (4) 建具との取合い、構造ガスケットを用いる場合のガラスの取付け方法 (5) 仕上げ 2. PCカーテンウォール工事 (1) 形状、寸法及び配筋 (2) 取付け金物 (3) 溶接・高力ボルト等の接合方法、錆止め塗装種別・範囲 (4) 建具との取合い、構造ガスケットを用いる場合のガラスの取付け方法 (5) 仕上げ	標 仕 17 章 2 節 標 仕 17 章 3 節
		検査	見本は、設計図書と照合し、品質、形状、寸法、色あい及び質感等を確認する。 カーテンウォールに用いる付属金物（鋼製）については、亜鉛めっきにより防錆処置されたことを確認する。	標 仕 1.4.2 1. 一般事項「色、柄等の指示」 材料検査要領 標 仕 17.2.3 〃 17.3.3 材料検査要領

20. 塗装工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	施工計画書は、次の事項等について検討する。 1. 工程表（色見本の決定、施工（全体、部屋別、階別等）等の時期） 2. 製造所名、施工業者名及び作業の管理組織 3. 塗装箇所及び下地材による塗料の種別（防火材料の指定がある場合には認定品）並びに工程 4. 色調別による塗装範囲 5. 工場及び現場塗装の区分 6. 工法（はけ、吹付け、ローラ等） 7. 養生方法（施工中及び完了後） 8. 塗料の保管方法、安全管理の方法等 9. 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等	標 仕 18 章
見 本 色 合 い		指示	（一社）日本塗料工業会の最新年度版の塗料標準色見本帳又は見本塗り板及び色合い別による塗装範囲を明示できる図面等を提出させ、検討する。	標 仕 1.4.2 " 18.1.5 1. 一般事項 「色、柄等の指示」
材 料 検 査		検査	材料は、次の事項等を確認する。 1. 塗料種別（危険物等級含む）、規格、数量 2. 製造所名、製造年月日 3. 色、ホルムアルデヒド放散量 4. 規格証明及び防火材料認定表示 5. 開封の有無	材料検査要領
施 工		検査	施工は、次の事項等について随時検査する。 1. 素地ごしらえ 2. 塗装種別、施工箇所 3. 塗装環境（温度、湿度、換気、風速、明るさ） 4. 工程、塗料の塗布量及び塗り回数、その他 5. 放置期間 6. 塗装困難な部分の塗装方法 7. 仕上がり状態、仕上がり後の養生	標 仕 18 章

20. 塗装工事【参考資料】

塗装工程の事前確認

		木部面	鉄鋼面	亜鉛めっき鋼面	モルタル・ プラスター面	コンクリート・ ALCパネ ル・押出成 形セメント板 面	ボード面
18.2	素地ごしらえ	18.2.2 表 18.2.1	18.2.3 表 18.2.2	18.2.4 表 18.2.3	18.2.5 表 18.2.4	18.2.6 表 18.2.5 表 18.2.6	18.2.7 表 18.2.7
18.3	錆止め	—	○	○	—	—	—
18.3.2	塗料種別		表 18.3.1	表 18.3.2			
18.3.3	錆止め塗料塗り		表 18.3.3	表 18.3.5			
	錆止め塗料塗り（耐候性塗料塗りの場合）		表 18.3.4	表 18.3.6			
18.4	合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）	表 18.4.1	表 18.4.2	表 18.4.3	—	—	—
18.5	クリヤッカー塗り（CL）	表 18.5.1	—	—	—	—	—
18.6	アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り（NAD）	—	—	—	○ （プラスター面除く）	表 18.6.1 （ALC 面除く）	—
18.7	耐候性塗料塗り（DP）	—	表 18.7.1	表 18.7.2	—	表 18.7.3	—
18.8	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP-G）	表 18.8.2	表 18.8.3	表 18.8.4	○	表 18.8.1	○
18.9	合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP）	—	—	—	○	表 18.9.1	○
18.10	ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）	表 18.10.1	—	—	—	—	—
18.11	ステイン塗り	表 18.11.1 オイルステイン(OS) は特記による	—	—	—	—	—
18.12	木材保護塗料塗り（WP）	表 18.12.1	—	—	—	—	—

・表の数字は、「標仕」の章・節・項の番号を示す。

21. 内装工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	施工計画書は、下記工事別記載の各事項等について検討する。 1. ビニル床シート、ビニル床タイル、ゴム床タイル張り及び壁紙張り (1) 工程表（必要に応じて室別・場所別の工程表の作成） (2) 製造所名及び施工業者名 (3) 材質（色調別に応じた施工箇所別、ホルムアルデヒド放散量及び防火性能） (4) 接着剤の種類（施工箇所別、ホルムアルデヒド放散量含む） (5) 工法（割付け、継目、見切り部分の納まり等） (6) 施工時及び施工後の換気方法 (7) 設備機器等の取合調整 (8) 養生方法（材料の保管方法等） (9) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等	標 仕 19 章 標 仕 19 章 2 節 〃 19 章 8 節
			2. カーペット敷き (1) 工程表（製作期限、搬入、敷込みの時期、必要に応じて室別敷込み工程） (2) 施工業者名及び防災表示者登録番号 (3) 構成材料の品質、密度 (4) 取付け用付属品 (5) 割付け要領（継目の位置） (6) 各部取合い納まり（他の仕上材、床改め口、設備機器との取合い） (7) 工法 (8) 施工時及び施工後の換気方法 (9) 養生方法 (10) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等	標 仕 19 章 3 節
			3. 合成樹脂塗床 (1) 工程表（必要に応じて室別・場所別の工程表の作成、下地調整、塗床材施工、養生等	標 仕 19 章 4 節

21.内装工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書 (続)			(2) 製造所名、銘柄、色番及び施工業者名 (3) 材料保管方法、取扱い注意事項（消防法、労働安全衛生法等により管理） (4) 室別・場所別の工法（表面仕上り状態（平滑、防滑、つや消し）、工法（流し展べ、樹脂モルタル仕上げ）） (5) 下地コンクリートの水分管理、表層強度の確認、下地調整（下地状態別） (6) 施工時期・工期（他の仕上げ工事との関係） (7) 施工環境（気温、湿度、結露、塵あい、臭気、騒音等） (8) 施工時及び施工後の換気方法 (9) 養生方法（塵あい、傷、汚れ、雨水、硬化前の歩行等からの保護） (10) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等 (11) 廃材の分別処理（不燃物、可燃物、毒劇物等）	
			4. フローリング張り、せっこうボード、その他ボード及び合板張り (1) 工程表（必要に応じて室別・場所別の工程表の作成、下地調整、施工、養生等） (2) 製造所名等及び施工業者名 (3) 使用材料（ホルムアルデヒド放散量含む）の材質（JAS 等）、板厚 (4) 取付け釘類及び接着剤の種類、品質等（ホルムアルデヒド放散量含む） (5) 管理方法等 (6) 施工時及び施工後の換気方法 (7) 工法 (8) 養生方法 (9) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等	標 仕 19 章 5 節 " 19 章 7 節
			5. 畳敷き (1) 工程表（必要に応じて室別・場所別の工	標 仕 19 章 6 節

21.内装工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
			程表の作成) (2) 製造所名、施工業者名及び管理組織 (3) 使用材料の材質（畳表、畳床、へり、糸を含む）、寸法 (4) 工法 (5) 養生方法 (6) 施工時及び施工後の換気方法 (7) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等 6. 断熱・防露	
見 本		承諾	必要に応じて見本を提出させ、色調等を確認する。	標 仕 19 章 9 節
施 工 図		承諾	施工図は、次の事項等について確認する。 1. 床材 (1) タイルの割付け図、模様合せ（シートの場合は、はぎ目、継目の位置） (2) 隅部、柱回り、設備関係器具回りの切込み、取合い (3) 他の仕上材との取合い（見切り・目地） (4) 床改め口回りの納まり	標 仕 19 章

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
材 料 検 査		検査	2. 壁・天井 (1) 各室別及び場所別材料割付け図（目地割り、はぎ目、継ぎ目の位置） (2) 各部取合いの納まり（出入口、窓、設備用ボックス類、改め口等） (3) 目地の納まり (4) 出隅及び入隅の納まり (5) 他の仕上げ材との見切り等の納まり 材料は、見本等と照合し、次の事項等を確認する。 1. ビニル床シート、ビニル床タイル、ゴム床タイル、カーペット及び壁紙 品質、厚さ、接着剤の種別並びに品質、取付け用付属品並びに帯電性（カーペット）、ホルムアルデヒド放散量等及び防火・防炎性能 2. 石こうボード、その他ボード及び合板 規格、種別、形状、寸法、ホルムアルデヒド放散量等 3. フローリング J A S マークの確認、樹種の確認、板厚、表面材の厚さ、板幅、ホルムアルデヒド放散量等 4. 畳 畳床（重量、針足）、畳表（J A S 規格）、緑、緑下紙、縫針、防虫処理 5. 合成樹脂塗床 種別、品質、その他材料、ホルムアルデヒド放散量等 6. 断熱材 種別、品質、厚さ	標 仕 19 章 材料検査要領
施 工		検査	次の事項等について、随時検査する。 下地（乾燥、平滑度）、目違い、隙間、浮き、色むら、たるみ、柄のずれ、表面仕上げ、仮敷き、転圧（床シート類）、設備機器との取合い、養生、施工時及び施工後の換気方法、安全管理	標 仕 19 章

22. ユニット及びその他の工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	施工計画書は、必要に応じて提出を指示し、内容を検討する。 なお、施工計画書の提出を指示する場合は、下記工事別記載の各事項等について検討する。 1. ユニット工事等 (1) 工程表（製作図の作成、製作、取付け、完了等の時期、必要に応じて室別・場所別の工程表の作成） (2) 製造所名及び施工業者名 (3) 材質・性能（ホルムアルデヒド放散量及び防火・防災性能） (4) 構成材料の仕様・品質 (5) 接着剤の使用・品質（施工箇所別、ホルムアルデヒド放散量含む） (6) 工法（製造所の仕様、取付け方法、割付け、継目、見切り部分の納まり等） (7) 設備機器等の取合調整 (8) 養生方法（製品及び材料の保管方法等） (9) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等 2. プレキャストコンクリート工事 (1) 工程表（製作図の作成、製作、取付け、完了等の時期） (2) コンクリートの所要強度、材料及び調合 (3) 鉄筋、鉄線、溶接金網の規格等 (4) 型枠の材料及び組み方 (5) 養生方法（コンクリート、製品） (6) 工事現場での取付け方法 (7) 構造計算書その他 (8) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等 3. 間知石及びコンクリート間知ブロック積み (1) 工程表（施工図の作成、材料検査等の時期）	標 仕 20 章

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
見 本		承諾	(2) 施工業者名及び作業の管理組織 (3) 仮設計画（遣方、運搬、揚重、保管、養生を含む） (4) 取付精度、目地、水抜き的位置、水抜きの材質、長さ及び径、土砂流出防止措置（宅地造成等規制法適用の場合は注意） (5) 1日の積上げ高さの限度（1.2m） (6) 施工方法 (7) 検査方法及び合否の判定基準 (8) 養生方法（コンクリート、製品） (9) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等 見本は、必要に応じて提出を指示し、設計図書等と照合する。	
施 工 図		承諾	施工図は、次の事項等を検討する。 1. スリーブの形状、寸法及び位置 2. ブラインド取付高さ、幅及びたけ 3. カーテンの取付たけ、幅及びひだ 4. 黒板の取付位置、寸法、取付枠及び他の仕上げとの納まり、各種黒板の線及び文字の記入 5. ちょうはり（遣方）、水抜きの位置、地盤面下の施工、間知石の工法、裏込め、形状寸法及び勾配	標 仕 20 章
材 料 検 査		検査	使用材料の規格、種別、形状、寸法、品質及び性能等について、設計図書と照合し、損傷の有無等を確認する。 なお、JIS 等において製品規格（品質・性能）が定められていない場合は、必要に応じて(一社)公共建築協会「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」等における評価等を参考とする。	標 仕 20 章 材料検査要領

22.ユニット及びその他の工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工		検査 立会	施工は、次の事項等を確認する。 1. フリーアクセスフロア、可動間仕切、移動間仕切、トイレブースの工法（施工計画書に定められた工法であることを確認） 2. 階段滑り止めの取付け状況 3. 黒板の取付け状況 4. 非常用進入口等の表示の材質、寸法、設置位置の状況（関係法令に適合していることを確認） 5. カーテン、ブラインドの取付状況、作動状況、消防法で定める防炎性能の表示 6. 煙突用成形ライニング材に係るスリーブに接する鉄筋のかぶり厚さ及び防火区画等の紙チューブの撤去 7. 取付け金物の取付け状況 8. 見え掛かりとなる部分のインサート類の調合ペイント又は錆止め塗料の塗布 9. 砂利敷きの締固め及び勾配 10. 間知石及びコンクリート間知ブロック積みの施工状況、コンクリートの養生方法（暑中及び寒中の養生方法、施工所付近での重機作業に伴う振動等のコンクリートへの影響及びその対応等） 敷地境界石標は、監督員を含め下記関係者の立会いを受けて、設置する。 1. 敷地の財産管理部局の管理責任者 2. 隣地所有者 3. 道路管理者（道路隣接の場合） 4. 監督員 5. 当該工事受注者	標 仕 20 章

23. 排水工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	施工計画書は、次の事項等について検討する。 1. 工程表（着工、完成、通水試験等の時期） 2. 使用材料の名称、規格、製造所名及び使用箇所 3. 排水管敷設の工法 4. コンクリートの調合及び打込み工法（寒中の施工及び養生方法を含む） 5. 掘削の工法及び建設発生土の処理方法 6. 官公署への届出文書名及び提出予定日 7. 建設発生土の処理方法、安全管理対策、公害対策 8. 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等	標 仕 21 章
材 料 検 査		検査	使用材料の規格、種別、形状、寸法等について、設計図書と照合し、損傷の有無等を確認する。	標 仕 21 章 2 節 材料検査要領
施 工		検査	施工は、次の事項等について確認する。 1. 継手の位置、形状及び寸法 2. 柵と排水管の取合い 3. 管の据付け及び設置状態 4. 管きよの勾配 5. 給水管と排水管との間隔 6. 既設設備との取合い部の補修 7. 敷設長さ及びかぶり厚さ（出来形図により確認） 8. 埋戻しの状態 9. 施工完了後の通水試験	標 仕 21 章

24. 舗装工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	施工計画書は、次の事項等について検討する。 1. 工程表(着工、完成、試験等の時期及び 関連工事の期間) 2. 施工業者名及び作業の管理組織 3. 舗装の構造 4. 使用材料の品質・製造所名及び使用箇所 5. 配合計画書 6. 目地割り及び目地の構造 7. 路床の不良土及び障害物の処置 8. 建設発生土の処理方法 9. 締固めの方法、管理の方法 10. 舗設の工法 11. 養生の方法 12. 試験の要領(透水性試験実施の有無含む) 13. 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等	標 仕 22 章
材 料		承諾	材料は、次の事項を記載した書類を提出させ、設計図書と照合する。 1. 路盤材料の種別、規格、修正 C B R、P I 2. ストレートアスファルトの品質証明書 3. アスファルト乳剤(プライムコート、タックコート、シールコート)の規格 4. 加熱アスファルト混合物及び透水性アスファルト混合物の配合報告書又はアスファルト混合物事前審査認定証の写し 5. 顔料を使用した加熱アスファルト混合物の配合(試験練り)及び着色材料の品質証明書 6. インターロッキングブロックの品質証明書 7. コンクリートの配合計画書 8. コンクリート縁石及び側溝の規格、形状、寸法、強度等	標 仕 22 章

24.舗装工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
材 料 検 査		検査	材料は品質、規格、形状、寸法、強度等について確認する。	標 仕 22 章 材料検査要領
施 工 検 査		検査	施工は、必要に応じて次の事項等について確認する。 路床の締固め状態、路盤材の敷均し及び締固め、混合物の敷均し及び締固め、路盤厚、舗装厚、舗装面積、勾配の確認	
出 来 形		承諾	舗装面積及び縁石の延長等については、出来形図を提出させ確認する。	

25. 植栽及び屋上緑化工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施工計画書		承諾	施工計画書は、次の事項等について検討する。 1. 工事概要 2. 計画工程表（工事別とし、必要に応じて樹種別、区域別の工程表） 3. 現場組織表 4. 安全管理 5. 主要資材（生産地、搬入元等。樹木にあつては、高さ、葉張り、幹廻り及び本数等） 6. 植栽地の確認（透水性及び土壌硬度） 7. 施工方法（主要機械、仮設、運搬、養生、支柱の種別等、工事用地等及び必要に応じて屋上緑化に係る風圧力・固定力計算書等を含む） 8. 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等 9. 緊急時の体制及び対応 10. 交通管理 11. 環境対策 12. 現場作業環境の整備 13. 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 14. 補償規程	標 仕 23 章
材 料 検 査		検査	材料は、次の事項等について設計図書と照合する。 1. 樹木の種類、高さ、葉張り、幹廻り及び本数、根巻き及び幹巻きの状態、芝の種類、品質、標準寸法等 2. 植込み用土及び土壌改良材の種類、 3. 支柱の種別、寸法及び材料 4. 防水層保護層、耐根層、耐根層保護層、保水・排水層、透水層、土壌層の材質及び性能	標 仕 23 章

25.植栽及び屋上緑化工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
施 工		検査 指示	施工は、植付けの状態、支柱の形態及び養生等について確認する。 植え付け後、かん水が必要な場合は、水ばちを設けるよう指示する。	標 仕 23 章

26. 改修工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
一般共通事項		指示	下記の記載事項以外は、新築の場合（１．一般共通事項）に準じて処理する。 １．施工計画調査 改修工事の施工計画立案のために必要となる施工計画調査を指示する。 施工計画調査の項目は、一般に次の事項であるが、改修工法及び既存建物の使用状態によって異なるため、受注者に適切な調査を行わせる。 (1) 作業可能時間、曜日、時期の確認 (2) 作業で利用できる範囲(駐車範囲含む) (3) 作業員が立ち入れる範囲 (4) 材料の保管場所、電源及び水道（工事用水）の使用可否 (5) 仮設物が設置可能な範囲又は指定された場所の確認 (6) 予想される工事の騒音、振動と許容限度、許容される時間帯 (7) 特に騒音、振動、排煙、排気、電磁波等を嫌う範囲、時間帯、精密機械器具 (8) 養生範囲及び養生方法 (9) 材料等の搬入の経路・方法、揚重方法 (10) 養生等で閉鎖可能な範囲の確認 (11) 家具等の移動 (12) 施工時の安全管理体制（火気禁止の例外、建物等の入退出者管理方法等含む） (13) 既存建物の躯体及び地中の配管、配線の確認 (14) 施工時に同時作業となる可能性のある建物使用者の業務、敷地内の催し等 (15) 施工不良箇所の調査と対応 (16) 施工時の周辺環境への配慮（騒音、振動、粉塵、臭気、物体の飛散等） (17) 施工時の美観への配慮（外部養生への配慮） (18) 建設副産物の保管場所、保管方法、処理方法等	改 仕 1 章 改 仕 1 章 5 節 〃 1.3.5 〃 1.3.7 〃 1.3.8 〃 1.3.12 契約約款 18 条

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
一般共通事項 (続)	○	協議 指示	2. 石綿含有建材の調査 関係法令等に基づき石綿含有建材の事前調査を行い、受注者から結果の報告を受ける。 設計図書と異なる場合は、新築の場合（1. 一般共通事項の「設計図書及び現場の納まり等に関する疑義への対応」）に準じて処理する。	改 仕 1 章 5 節
	○	検査・報告	3. 施工数量調査 施工数量調査は、特記記載の範囲及び方法で実施し、監督員が検査する。 また、受注者から提出された当該調査結果報告書を踏まえ、設計変更を行うか検討する。 設計変更が必要な場合は、課(所)長に報告を行い、指示を受ける。	改 仕 1.6.2
		確認	下記の記載事項以外は、新築の場合（2. 仮設工事）に準じて処理する。 施工計画書は、新築の場合（1. 一般共通事項、2. 仮設工事）の記載によるほか、下記事項について記載していることを確認する。	改 仕 2 章
			1. 養生 特記等による指定の養生と任意の養生の区分を明確にし、適切な養生について記載していることを確認する。 なお、重要な養生については、設計担当者、建物管理者等と十分打合せを行う。 主な養生の項目を下記に例示する。 (1) 備品等に対する養生 (2) 漏水に対する養生 (3) 粉塵及び悪臭に対する養生 (4) 騒音及び振動に対する養生 (5) 物体の飛散及び落下に対する養生 (6) 電気設備及び機械設備に対する養生 (7) 建物使用者の安全に対する養生 (8) 養生範囲及び養生方法 (9) その他の養生	改 仕 2 章 3 節

26. 改修工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
防水改修工事			2. 仮設間仕切り 計画通知を提出した工事で当該建物を使用しながらの工事を進める改修工事においては、既存部分の使用に関して、仮使用部分とその他の部分の区画について、建築基準法等の制限（耐火構造の区画等）の有無を確認する。 下記の記載事項以外は、新築の場合（1.一般共通事項、10. 防水工事）に準じて処理する。	改 仕 3 章
		検査 報告 指示 承諾	1. 施工計画書 施工調査を確実に行うとともに、現状と設計図書との相違があった場合は、具体的な改修方針を作成し、内容を検討する。 上記に基づき施工計画書を作成するよう指示する。 施工計画書は、10. 防水工事の記載によるほか、既存建築物の防水層、シーリング材充てん部、とい、笠木等の改修を行うことに留意し、それらの施工や撤去材等の荷下ろし方法について確認し、承諾する。	
		承諾	2. 施工一般 既存部分を撤去した結果、設計図書により施工することが適切でない場合及び設計図書との相違がある場合は、必要に応じて改修方針及び施工計画を変更し、承諾の後、施工するよう指示する。	
		指示	3. 既存保護層の撤去 既存防水層非撤去の場合は、既存防水層を損傷させないように注意して施工するよう指示するとともに、既存防水層を傷つけた場合や既存防水層の劣化の程度により撤去時に保護造に付着して損傷する場合をふまえ、雨養生に十分注意するよう指示する。	
		指示	4. 既存防水層の撤去 保護アスファルト防水工法の場合及び立上り防水層の末端部が押さえ金物で固定されている場合は、コンクリート下地を損傷	改 仕 3.2.4

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
外壁改修工事		検査 報告 指示 承諾 承諾 指示	させないように注意するよう指示する。 また、アスファルト防水層は、適当な大きさに裁断しながら下地を損傷させないように注意し、丁寧に撤去するよう指示する。 なお、アスファルト防水層撤去後の下地に残存しているアスファルト等は、丁寧に撤去する。 下記の記載事項以外は、新築の場合（1.一般共通事項、12. タイル工事、16. 左官工事）に準じて処理する。 1. 施工計画書 施工調査を確実に行った後、施工計画書を作成するよう指示する。 施工計画書については、外壁の種類とその構成、工事種別とその範囲によって、個別に施工計画を検討して作成するよう指示する。 16. 左官工事等の記載によるほか、新営工事と異なり、既存建築物の未改修既存部分の外壁との仕上げの差にも留意するとともに、施工内容や撤去材等の荷下ろし方法について確認し、承諾する。 2. 施工一般 既存部分を撤去した結果、設計図書により施工することが適切でない場合及び設計図書との相違がある場合は、必要に応じて改修方針及び施工計画を変更し、承諾の後、施工するよう指示する。 また、気象及び気温条件、周辺環境並びに近接する未改修部分の他部材等により、結果として材料の性能の確保や作業に支障を生じる場合があるため、施工にあたり、これらの作業及び養生に十分注意するよう指示する。	改 仕 4 章

26. 改修工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
建具改修工事		指示 承諾	下記の記載事項以外は、新築の場合（1.一般共通事項、17. 金属及び樹脂製建具工事）に準じて処理する。 1. 施工計画書 施工調査を確実に行った後、施工計画書を作成するよう指示する。 また、外部に面する建具の作業工程が、原則として、方立の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを一日の作業として計画されていることを確認する。 2. 施工一般 施工図の作成に先立ち、必要に応じて既存枠の各部の寸法を全数実測するよう指示する。	改 仕 5 章
内装改修工事		指示 承諾	下記の記載事項以外は、新築の場合（1.一般共通事項、21. 内装工事）に準じて処理する。 1. 施工計画書 施工調査を確実に行った後、施工計画書を作成するよう指示する。 施工計画書については、既存の壁等の撤去等に伴い生じる改修について、その範囲及び対象方法を明確にし、各内装改修に応じた施工計画を検討し作成するよう指示する。 21. 内装工事の記載によるほか、新営工事と異なり、既存建築物の未改修既存部分との仕上げの差にも留意するとともに、施工内容や撤去材等の荷下ろし方法及び石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されている場合の発生から処分までの処理計画について確認し、承諾する。 2. 施工一般 既存部分を撤去した結果、設計図書により施工することが適切でない場合及び設計図書との相違がある場合は、必要に応じて改修方針及び施工計画を変更し、承諾の後、施工するよう指示する。	改 仕 6 章

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
塗装改修工事		指示 承諾	また、所要の仕上り状態を確保するため、既存部位を撤去したあとの下地補修は、十分に留意する。 下記の記載事項以外は、新築の場合（1.一般共通事項、20. 塗装工事）に準じて処理する。 1. 施工計画書 施工調査を確実に行った後、施工計画書を作成するよう指示する。 施工計画書については、施工調査による既存塗膜の劣化状況等、塗装改修の範囲及び下地調整方法を明確にした施工計画を検討し作成するよう指示する。 20. 塗装工事の記載によるほか、新営工事と異なり、既存建築物の未改修既存部分との仕上げの差にも留意し、改修範囲及び養生方法について確認し、承諾する。 2. 施工一般 既存塗膜を撤去した結果、設計図書により施工することが適切でない場合及び設計図書との相違がある場合は、必要に応じて改修方針及び施工計画を変更し、承諾の後、施工するよう指示する。	改 仕 7 章
耐震改修工事		指示 承諾	下記の記載事項以外は、新築の場合（1.一般共通事項、5. 鉄筋工事、6. 型枠工事、7. コンクリート工事及び8. 鉄骨工事）に準じて処理する。 1. 施工計画書 施工調査を確実に行った後、施工計画書を作成するよう指示する。 特に、あと施工アンカー工事部分の躯体埋設配管や鉄筋の位置については、十分に調査するよう指示する。 施工計画書には、新築の場合に記述する内容のほか、あと施工アンカー工事、グラウト工事、連続繊維補強工事及びスリット新	改 仕 8 章

26. 改修工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
環 境 配 慮 (グリーン) 改 修 工 事	○	指示	設工事等に係る下記内容をあわせて記載する。 (1) 工程表（各工事の時期、検査の時期等） (2) 施工業者名、製造業者名及び作業の管理組織 (3) 検査方法 (4) 作業のフロー、管理の項目・水準・方法、品質管理体制・管理責任者、品質記録文書の書式とその管理方法等 2. 施工一般 既存部分を撤去した結果、設計図書により施工することが適切でない場合及び設計図書との相違がある場合は、必要に応じて設計担当者等と協議し課(所)長に報告して、その指示を受ける。 施工図の作成に先立ち、必要に応じて既存躯体の各部の寸法を実測するよう指示する。	改 仕 8 章 12 節
		検査 指示 確認	3. あと施工アンカー工事 施工確認試験（引張試験）を行う場合は、確認強度まで、アンカーを引張り、強度を確認する。 簡易な施工確認試験として打音検査を行う場合は、全数確認することとし、その結果を報告させる。 不合格となった場合は、原因の調査報告及び改善措置を提出させる。	
		承諾		
		確認	下記の記載事項以外は、新築の場合（1.一般共通事項）に準じて処理する。 石綿含有建材（石綿重量が 0.1%を超えて含有する建材）の処理工事は下記による。 1. 提出資料 施工計画として、次の区分に応じて括弧内に記載した当該工事に相応した技術や資格等について、受注者から提出された証明資料等を確認する。 (1) 専門工事業（建設業法、労働安全衛生法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法	改 仕 9 章 改 仕 9 章 1 節

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
環 境 配 慮 (グリーン) 改 修 工 事 (続)		承諾	律に係る資格及び「建築改修工事施工監理指針 9.1.2(2)(イ)」記載の技術) (2) 石綿作業主任者(石綿作業主任者技能講習修了者等) (3) 除去作業者(特別教育記録及び各種健康診断書) (4) 特別管理産業廃棄物管理責任者(当該管理責任者の資格) ※(4)については石綿含有成形板又は外壁等の仕上塗材(下地調整材含む)の処理工事のみである場合を除く 2. 施工計画書 施工計画書は、次の事項等について検討する。 (1) 工事概要 (2) 計画工程表(必要に応じて区域別の工程表) (3) 管理組織(工事管理者、石綿作業主任者、特別管理産業廃棄物管理責任者等) (4) 安全衛生管理及び飛散防止対策 (5) 使用用具、機器類、材料及び調合 (6) 工事の流れ (7) 仮設計画(足場、養生) (8) 関係者以外の立入禁止等の表示位置及び表示内容 (9) 作業要領(作業計画図を含む) (10) 確認、検査方法 (11) 石綿廃棄物処理計画 (12) 添付書類(使用処理剤の説明、作業員名簿) (13) その他必要事項 なお、既存部分を撤去した結果、設計図書により施工することが適切でない場合及び設計図書との相違がある場合は、必要に応じて改修方針及び施工計画を変更し、承諾の後、施工するよう指示する。 3. 官公署その他への手続き等 一般建築工事の手続きの他、次の手続きについて指示・確認する。	
		指示 確認		

26. 改修工事

項 目	監 督 員 の 事 務		処 理 方 法	資 料
	課(所)長への報告等	受注者に対する措置		
環境配慮 (グリーン) 改修工事 (続)		指示 確認	(1) 労働安全衛生法の工事計画届（労働基準監督署） (2) 石綿障害予防規則の作業届（労働基準監督署） (3) 大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業実施届（知事又は市長） (4) 大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の石綿事前調査の結果報告（知事又は市長） (5) その他、各自治体の条例等により義務付けられている届出 ※(1)から(3)までは石綿含有成形板又は外壁等の仕上塗材（下地調整材含む）の処理工事のみである場合を除く 4. 施工記録報告書 施工記録報告書の提出を指示し、提出された当該報告書の内容を確認する。 施工記録報告所は次により作成する。ただし、承諾した施工計画書に記載された事項で変更がない事項は省略できる。 (1) 施工計画書 (2) 工事記録及び工事写真 (3) 粉じん濃度測定結果 (4) 産業廃棄物処理記録 (5) 施工調査等記録 (6) 作業者の作業記録、特殊健康診断記録、労働安全衛生教育記録 (7) その他必要事項（試験計測機器の検定証明等）	特別共仕 1. 1. 13